

小千谷市の社会福祉

2024年（令和6年）



小 千 谷 市

この冊子は、令和6年4月1日を基準日として、小千谷市における社会福祉の概況を取りまとめたものです。関係各位のよりいっそうのご指導をお願いするとともに、これからの福祉施策の基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

令和6年9月1日

小千谷市社会福祉事務所長

小千谷市の社会福祉「目次」

第 1 章 児 童 の 福 祉

第 1 節 児童人口	2
（ 1 ） 年次別出生数等	2
（ 2 ） 地区別就学前児童数の推移	3
第 2 節 保育の現状	3
（ 1 ） 保育施設等への入園状況	3
（ 2 ） 施設別入園状況	4
（ 3 ） 保育料徴収基準額表	4
（ 4 ） 特別保育事業実施状況	5
（ 5 ） 保育園施設状況	7
第 3 節 児童遊園	7
第 4 節 病児病後児保育室	8
第 5 節 地域子育て支援拠点「わんパーク」	8
第 6 節 放課後児童健全育成事業（学童保育）	9
第 7 節 家庭児童相談室	10
第 8 節 ファミリー・サポート・センター	10
第 9 節 児童手当	11
第 10 節 医療費助成	12
（ 1 ） 子ども医療費助成	12
（ 2 ） 未熟児養育医療助成事業	12
（ 3 ） 妊産婦医療費助成	13
第 11 節 ベビー・ファースト運動	13

第 2 章 母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 の 福 祉

第 1 節 児童扶養手当	16
第 2 節 母子・父子・寡婦福祉資金	17
（ 1 ） 貸付実績	17
（ 2 ） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表	18
第 3 節 ひとり親家庭等の医療費助成	20
（ 1 ） 対象者及び助成額の範囲	20
（ 2 ） 年度別受給者数	21
（ 3 ） 年度別助成額	21
第 4 節 高等職業訓練促進給付金等事業	22
（ 1 ） 事業概要	22
（ 2 ） 支給状況	22
第 5 節 自立支援教育訓練給付金事業	23
（ 1 ） 事業概要	23
（ 2 ） 支給状況	23

第 3 章 障 がい 児 ・ 者 の 福 祉

第 1 節 身体障害者手帳・療育手帳	2 6
（ 1 ） 身体障害者手帳	2 6
（ 2 ） 療育手帳	2 6
（ 3 ） 精神障害者保健福祉手帳	2 7
（ 4 ） 障害者介護給付費等支給審査会	2 7
第 2 節 相談・指導	2 8
（ 1 ） 障がい福祉に関する相談・指導	2 8
第 3 節 福祉サービス	2 8
（ 1 ） 障がい福祉サービス利用状況	2 8
（ 2 ） 補装具費給付	2 9
（ 3 ） 地域生活支援事業	3 0
（ 4 ） 住宅整備資金補助制度（障がい者）	3 3
（ 5 ） 精神障害者及び心身障害者通所サービス事業所通所費助成事業	3 3
（ 6 ） 福祉タクシー利用料金助成事業	3 3
（ 7 ） 人工透析通院費助成事業	3 4
第 4 節 医療給付	3 4
（ 1 ） 重度心身障害者医療費助成事業	3 4
（ 2 ） 育成医療の給付	3 5
（ 3 ） 更生医療の給付	3 5
（ 4 ） 精神通院医療	3 6
（ 5 ） 精神障害者入院医療費助成事業	3 6
第 5 節 手当・共済	3 6
（ 1 ） 在宅の重度障がい児・者に対する手当	3 6
（ 2 ） 特別児童扶養手当	3 7
（ 3 ） 心身障害者扶養共済制度	3 7
第 6 節 心身障害児者更生援護施設	3 9
第 7 節 小千谷市障害者支援センター	4 5
（ 1 ） さつき工房	4 5

第 4 章 高 齢 者 の 福 祉

第 1 節 高齢者人口と世帯の現況	4 8
（ 1 ） 高齢者人口の推移	4 8
（ 2 ） 高齢者人口の比較	4 9
（ 3 ） 高齢者世帯の状況	5 0
第 2 節 在宅福祉サービス等の実施状況	5 1
（ 1 ） 在宅支援事業等	5 1
（ 2 ） 高齢者福祉推進事業	5 4
第 3 節 地域包括支援センター運営事業	5 5
（ 1 ） 総合相談支援業務	5 5
（ 2 ） 権利擁護業務	5 5
（ 3 ） 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	5 5
第 4 節 地域支援事業	5 6
（ 1 ） 介護予防・日常生活支援総合事業	5 6
（ 2 ） 包括的支援事業・任意事業	5 8

第5節 老人医療費助成事業	59
(1) 助成対象者	59
(2) 助成状況	59
第6節 養護老人ホームの措置状況	60
第7節 小千谷市養護老人ホームの状況	60
(1) 施設の概要	60
(2) 施設の沿革	60
(3) 年齢別入所状況	61
(4) 在所期間の状況	61
(5) 要介護認定の状況	61
第8節 介護保険	61
(1) 介護保険のあらまし	61
(2) 要介護（要支援）認定審査状況（延べ数）	61
(3) 介護サービス利用状況	62
(4) 財政状況	62
(5) 介護保険料収納状況	63

第5章 生活保護・生活困窮者への支援

第1節 生活保護制度	66
(1) 制度の概要	66
(2) 被保護世帯、人員及び保護率	66
(3) 種類別の被保護人員の状況	67
(4) 年齢階層別構成	67
(5) 被保護世帯の世帯類型別構成	67
(6) 被保護世帯の業態別構成	68
(7) 保護の開始及び廃止	68
(8) 保護開始の要因及び保護廃止の理由	69
(9) 生活保護費	69
(10) 生活保護受給者等就労自立促進事業の状況	70
第2節 生活困窮者への支援	71
(1) 生活困窮者自立支援制度	71
(2) 生活困窮者自立相談支援事業	71
(3) 就労準備支援事業	71
(4) 家計改善支援事業	71
(5) 子どもの学習・生活支援事業	72
(6) フードバンク活動の利用状況	72

第6章 福祉センター

第1節 小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」	74
(1) 施設の概要	74
(2) 利用料	74
(3) 貸館利用状況	75
第2節 小千谷市地域福祉センター「みなみ」	75
第3節 小千谷市克雪管理センター	75

(1) 施設の概要	75
(2) 利用料	76
(3) 利用状況	76

第7章 民間社会福祉活動

第1節 民生委員・児童委員、主任児童委員	78
第2節 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会	80
(1) 小千谷市社会福祉協議会の概要	80
(2) 各種組織活動の推移	80
(3) 小千谷市社会福祉協議会の基本理念	81
(4) 事業の基本計画	81
(5) 福祉実践活動の推移	81
(6) 主な社会福祉協議会活動	82
(7) 予算概要	87
資料1 生活福祉資金等の貸付状況	87
資料2 生活福祉資金貸付条件一覧表	88
第3節 公益社団法人小千谷市シルバー人材センター	89
(1) 年齢別登録会員数	89
(2) 事業実績の推移	89
(3) シルバー派遣事業	89
(4) 受注可能な仕事例	90
(5) 組織	90
第4節 日本赤十字活動	91
(1) 日本赤十字社小千谷市地区会計決算の推移	91
(2) 活動資金納入額・加入件数状況	91

付表 小千谷市の概要

1 位置・地勢・自然	94
2 市域のうつりかわり	95
3 地目別面積	95
4 人口・世帯数の推移	95
5 5歳年齢別人口	96
6 令和6年度一般会計予算	97
7 民生費予算の推移	98
8 社会福祉事務所等各課の事務分掌	99

第1章

児童の福祉

第1章 児童の福祉

第1節 児童人口	2
（1）年次別出生数等	2
（2）地区別就学前児童数の推移	3
第2節 保育の現状	3
（1）保育施設等への入園状況	3
（2）施設別入園状況	4
（3）保育料徴収基準額表	4
（4）特別保育事業実施状況	5
（5）保育園施設状況	7
第3節 児童遊園	7
第4節 病児病後児保育室	8
第5節 地域子育て支援拠点「わんパーク」	8
第6節 放課後児童健全育成事業（学童保育）	9
第7節 家庭児童相談室	10
第8節 ファミリー・サポート・センター	10
第9節 児童手当	11
第10節 医療費助成	12
（1）子ども医療費助成	12
（2）未熟児養育医療助成事業	12
（3）妊産婦医療費助成	13
第11節 ベビー・ファースト運動	13

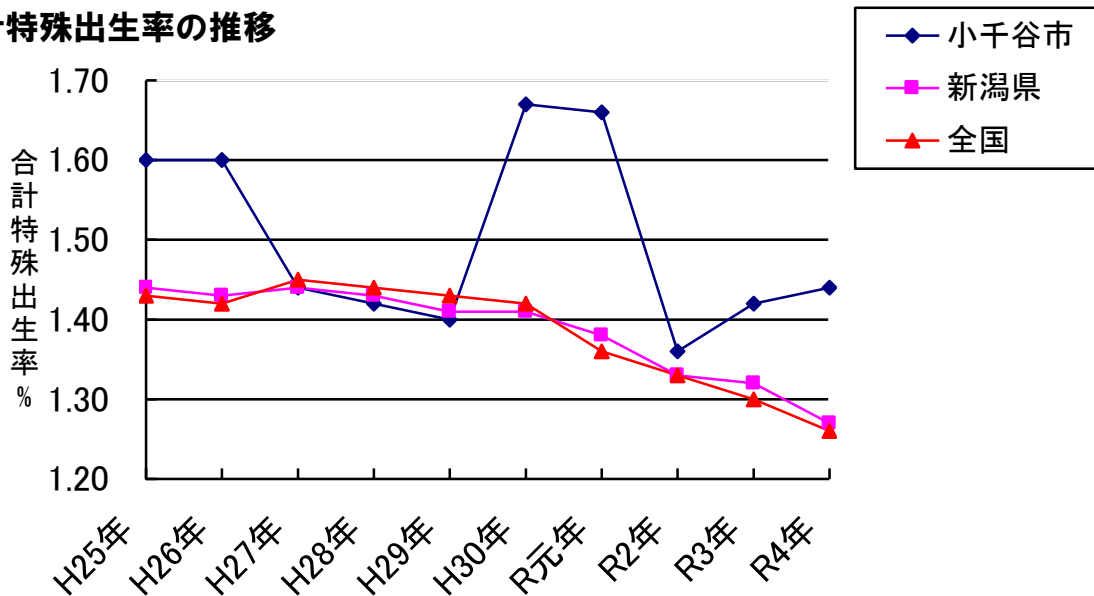
第1節 児童人口

(1) 年次別出生数等

区分 年	出生数(人)			合計特殊出生率 (出生率)		
	小千谷市	新潟県	全国	小千谷市	新潟県	全国
平成25	265	17,066	1,029,817	1.60 (7.1)	1.44 (7.4)	1.43 (8.2)
平成26	248	16,480	1,003,609	1.60 (6.7)	1.43 (7.2)	1.42 (8.0)
平成27	235	16,340	1,005,721	1.44 (6.4)	1.44 (7.1)	1.45 (8.0)
平成28	220	15,737	977,242	1.42 (6.1)	1.43 (6.9)	1.44 (7.8)
平成29	202	14,967	946,146	1.40 (5.7)	1.41 (6.6)	1.43 (7.6)
平成30	230	14,509	918,400	1.67 (6.5)	1.41 (6.5)	1.42 (7.4)
令和元	211	13,640	865,239	1.66 (6.1)	1.38 (6.2)	1.36 (7.0)
令和2	176	12,981	840,835	1.36 (5.2)	1.33 (5.9)	1.33 (6.8)
令和3	177	12,608	811,622	1.42 (5.3)	1.32 (5.8)	1.30 (6.6)
令和4	174	11,732	770,759	1.44 (5.2)	1.27 (5.5)	1.26 (6.3)

(資料：人口動態統計・県福祉保健年報)

合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数

(2) 地区別就学前児童数の推移

(各年4月1日現在/単位:人)

地区	年 度				
	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
西小千谷	181	160	163	172	156
東小千谷	203	206	194	192	182
山 辺	37	36	26	31	25
吉 谷	29	29	29	29	25
城 川	428	388	384	349	329
千 田	181	176	172	158	134
川 井	15	13	11	11	11
東 山	15	17	15	18	13
岩 沢	19	14	13	13	14
真 人	30	21	19	13	16
高梨・五辺	23	24	16	20	20
片 貝	136	139	135	127	125
合 計	1,297	1,223	1,177	1,133	1,050

第2節 保育の現状

(1) 保育施設等への入園状況

市内には、認可保育園9園、認定こども園3園が設置されています。核家族化、共働き家庭の増加による低年齢児の入園が増加しています。認可保育園の岩沢保育園真人分園は、令和3年度末をもって閉園しました。

(各年度4月1日現在)

区 分	年 度					
	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	
(市 立) 認可保育園	施 設 数	9	9	9	9	9
	定 員(人)	850	846	846	846	846
	入園児童(人)	626	611	598	578	535
(市 立) 小規模保育園	施 設 数	令和2年度		令和3年度末で閉園		
	定 員(人)	は休園				
	入園児童(人)					
(私 立) 認定こども園	施 設 数	3	3	3	3	3
	定 員(人)	522	522	522	522	522
	入園児童(人)	368	343	335	365	323
広域入所※	入園児童(人)	7	7	6	1	5
合 計	施 設 数	12	12	12	12	12
	定 員(人)	1,372	1,368	1,368	1,368	1,368
	入園児童(人)	1,001	961	939	944	858
就学前児童入園率 (%)	77.2	78.6	79.8	83.3	81.7	

※市外の保育施設等への入所

【第1章 児童の福祉】

(2) 施設別入園状況

(令和6年4月1日現在：広域入所受託含む)

区分	施設名	定員(人)	年齢別入園児童(人)									充足率(%)
			0歳児	1歳児	2歳児	未満児計	3歳児	4歳児	5歳児	以上児計	計(人)	
認可保育園	西保育園	88	3	10	13	26	7	10	14	31	57	64.8
	東保育園	56	2	8	7	17	8	10	10	28	45	80.3
	南保育園	91	3	6	6	15	10	13	12	35	50	54.9
	吉谷保育園	68	0	2	4	6	4	3	7	14	20	29.4
	北保育園	70	1	8	8	17	11	9	14	34	51	72.9
	片貝保育園	134	0	12	18	30	26	23	30	79	109	81.3
	岩沢保育園	66	0	4	6	10	7	6	14	27	37	56.1
	すみれ保育園	180	0	17	17	34	20	36	20	76	110	61.1
	わかば保育園	93	2	12	10	24	11	13	11	35	59	63.4
計	9か所	846	11	79	89	179	104	123	132	359	538	63.6
認定こども園	小千谷幼稚園	220	4	13	26	43	23	35	33	91	134	60.9
	つくし幼稚園	117	0	9	19	28	16	23	22	61	89	76.1
	ひばり認定こども園	185	4	15	18	37	25	18	28	71	108	58.4
計	3か所	522	8	37	63	108	64	76	83	223	331	63.4
合計	12か所	1,368	19	116	152	287	168	199	215	582	869	63.5

(再掲)

広域入所受託※	—	0	1	3	4	4	1	2	7	11	—
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---

※市外に住所のある児童の入所

(3) 保育料徴収基準額表

保育園、認定こども園を利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた給付認定が必要です。認定区分は下記の区分となり、区分によって利用料が決まっています。令和元年10月1日より、教育・保育の無償化を実施しています。

① 3つの認定区分

- ・ 1号認定：満3歳以上で、教育を希望する場合
- ・ 2号認定：満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
- ・ 3号認定：満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

② 保育料等

【1号認定】 利用料 0円

給食費は実費徴収。ただし、「年収360万円未満相当世帯の子」と「第3子以降の子(※)」は副食分の給食費が免除。

※小学3年生以下の範囲で長子からカウントし、在園している児童が3人目以降であれば免除対象。

【2・3号認定】

○3歳以上児（年少～年長）の保育料 0円

給食費は実費徴収。ただし、「年収360万円未満相当世帯の子」と「第3子以降の子（※）」は副食分の給食費が免除。

※同一世帯で、保育園、認定こども園等に3人以上入園している場合、3人目以降が免除対象。

○3歳未満児の保育料

（令和6年4月1日現在）

階層区分		保育料（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護世帯	0円	0円
B階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	ひとり親世帯等	0円	0円
C階層	所得割課税額48,600円未満	13,000円(6,500円)	12,700円(6,350円)
	ひとり親世帯等	4,500円(0円)	4,400円(0円)
D1階層	所得割課税額57,700円未満	21,000円(10,500円)	20,600円(10,300円)
	ひとり親世帯等	4,500円(0円)	4,400円(0円)
D2階層	所得割課税額77,101円未満	21,000円(10,500円)	20,600円(10,300円)
	ひとり親世帯等	4,500円(0円)	4,400円(0円)
D3階層	所得割課税額97,000円未満	21,000円(10,500円)	20,600円(10,300円)
E階層	所得割課税額169,000円未満	34,000円(17,000円)	33,400円(16,700円)
F階層	所得割課税額301,000円未満	42,500円(21,250円)	41,700円(20,850円)
G階層	所得割課税額397,000円未満	47,000円(23,500円)	46,200円(23,100円)
H階層	所得割課税額397,000円以上	61,000円(30,500円)	59,900円(29,950円)

- 1 同一世帯の児童が保育園、認定こども園等に2人以上入園している場合の保育料は、2人目は（ ）内の額を適用し、3人目以降は無料とする。
- 2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯及び障がい児（者）のいる世帯をいう。
- 3 ひとり親世帯等のうちC～D2階層の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうちB～D1階層の世帯については、児童の年齢に関わらず、生計を一にしている児童のうち最も年長の児童から順に数えて、2人目は（ ）の額を適用し、3人目以降は無料とする。

（4）特別保育事業実施状況

市立認可保育園では、保育活動に地域活動事業を取り入れたり、延長保育や一時保育及び障がい（疑い）のある児童の受け入れを行っています。

①地域活動事業

●世代間交流事業

地域に開かれた保育園として、高齢者との世代間ふれあい活動を推進し、季節の行事や手作りおもちゃなどの共同製作作業等を通じ、園児の心を育てるものです。また、中学生の職場体験学習等の受け入れも行っています。

- *主な行事内容
- ・お花見会
 - ・いも苗植え
 - ・手作りおもちゃの製作
 - ・お祭りごっこ
 - ・特別養護老人ホーム等訪問
 - ・伝承遊び楽しみ会
 - ・収穫祭 など

●子育て家庭への育児講座

園児の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や育児講座を開設しています。

【第1章 児童の福祉】

●異年齢児交流事業

地域における異年齢児の交流が少なくなりつつある中で、園児と地域の未入园児や児童との交流の場を設けています。

②延長保育

通常の保育時間（午前8時から午後4時）のほか、保護者の就労形態等による保育ニーズの多様化により、午前7時15分から午前8時までと午後4時から午後7時（土曜日は正午から午後1時）まで、保育時間を延長しています。また、南保育園では、土曜日は午後1時から午後6時までの延長保育も実施しています。

*実施園 市立認可保育園全園

年度	区分	保育短時間認定		保育標準時間認定	
		午前7時15分 ～ 午前7時30分	午後4時00分 ～ 午後7時00分	午前7時15分 ～ 午前7時30分	午後6時30分 ～ 午後7時00分
		令和 元	0件	678件	474件
令和 2	1件	561件	980件	379件	
令和 3	1件	391件	1,289件	282件	
令和 4	1件	471件	438件	476件	
令和 5	2件	660件	1,260件	691件	

③一時保育

保護者の一時的な就労や傷病などにより、一時的に保育を必要とする児童を受け入れています。

*実施園 市立認可保育園全園

年度	事業 一時保育
令和 元	513件
令和 2	422件
令和 3	477件
令和 4	380件
令和 5	388件

④障がい（疑い）のある児童の受け入れ状況（市立認可保育園・小規模保育園）

障がい（疑い）のある児童や発達に心配のある児童を受け入れています。

*実施園 市立認可保育園全園（各年度4月1日現在／単位：人）

年度	人数	児童数	うち特児認定 児童数
令和 2		79	5
令和 3		78	6
令和 4		96	5
令和 5		98	5
令和 6		103	5

(5) 保育園施設状況

地域別の児童数、保育園・認定こども園の施設状況の動向を見ながら保育園の適正配置を図る一方、施設の安全性を確保し、保育環境の改善に努めています。

【認可保育園設置状況】

(令和6年4月1日現在)

施設名	開設年度	現施設建築年度	建物構造延面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	定員 (人)
西保育園	昭25	昭50	鉄筋コンクリート造二階建 689	2,465	88
東保育園	昭27	昭56	鉄筋コンクリート造平屋建 472	2,185 ※借地 68㎡ 含む	56
南保育園	昭28	昭54	鉄筋コンクリート造二階建 777	2,368	91
吉谷保育園	昭29	昭53	鉄筋コンクリート造平屋建 540	2,295 ※借地 400㎡ 含む	68
北保育園	昭50	昭49	鉄筋コンクリート造二階建 539	1,204	70
片貝保育園	昭52	昭51	鉄筋コンクリート造二階建 1,201	4,891	134
岩沢保育園	昭52	昭55	鉄筋コンクリート造平屋建 538	2,958 ※借地 1,017㎡ 含む	66
すみれ保育園	昭60	昭59	鉄筋コンクリート造 ・一部鉄骨造平屋建 1,023	5,349	180
わかば保育園	昭60	昭59	鉄筋コンクリート造 ・一部鉄骨造二階建 589	4,069	93

第3節 児童遊園

児童遊園は、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

【児童遊園設置状況】

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地	開設年度	敷地面積 (㎡)
仲よし児童遊園	小千谷市元町937番地1	昭和33	(借地) 1,091
上ノ山児童遊園	小千谷市上ノ山2丁目2010番地11	昭和54	(借地) 923

第4節 病児病後児保育室

小千谷市健康・こどもプラザ「あすえ〜る」内にある病児病後児保育室では、病気やケガにより集団生活が困難で、保護者の就労等により家庭で保育ができない児童をお預かりし、一時的に保育を行っています。

【病児病後児保育室利用状況（令和2年1月開設）】（単位：人）

年度	利用者延べ数（実人数）	登録者数
令和元	2（1）	27
令和2	18（6）	55
令和3	32（14）	59
令和4	106（17）	44
令和5	142（47）	126

第5節 地域子育て支援拠点「わんパーク」

小千谷市健康・こどもプラザ「あすえ〜る」内にある地域子育て支援拠点「わんパーク」は、ふれあいや交流の場として、子育て相談や情報提供を行い、子育てのお手伝いをする施設です。

【わんパーク利用状況】

事業名	令和元 (令和2年1月移転)		令和2		令和3		令和4		令和5		
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
来館者数	—	17,066	—	13,376	—	13,313	—	14,812	—	15,051	
子育て相談	随時	629	随時	734	随時	737	随時	747	随時	793	
子育てなんでも相談	11	19	12	35	13	32	13	34	13	28	
乳幼児一時預かり	随時	405	随時	400	随時	361	随時	324	随時	436	
子育て講座	11	178 (99組)	4	38 (22組)	8 (1回中止)	66 (51組)	10	126 (88組)	13	135 (101組)	
子育てイベント	27	1,280 (585組)	11	707 (336組)	12 (1回中止)	464 (221組)	14	699 (330組)	13	647 (308組)	
すこやか子育て教室	12	293 (158組)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため 全て中止			13	248 (127組)	13	278 (141組)	12	218 (113組)
プレイ教室 (療育事業)	41	実人数22 延べ663	48	実人数14 延べ491	49	実人数12 延べ300	48	実人数16 延べ282	48	実人数8 延べ235	

※プレイ教室(療育事業)延べ人数は入室者の人数。見学者は含まない。

第6節 放課後児童健全育成事業（学童保育）

小学校に就学しており、昼間保護者が仕事などで家庭にいない児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休業期間を安全かつ健全に過ごせるよう、放課後児童健全育成事業を実施するクラブに運営費の補助を行っています。

(各年度5月1日現在登録児童数/単位：人)

クラブ名	校区	活動場所	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
そよかぜ	小千谷	小千谷小学校 ふるさと教室・集会室	103	93	90	92	84
さくら	小千谷	小千谷小学校 さくらルーム	86	86	76	80	70
あおぞら	小千谷	市民会館	61	63	61	56	48
おひさま	小千谷	小千谷小学校 第一音楽室	43	37	40	39	39
小千谷幼稚園 学童クラブ	小千谷	市民会館	—	—	—	—	33
にこにこカービィ	東小千谷	勤労青少年ホーム	45	31	26	19	27
中子の森 元気っ子クラブ	東小千谷	健康倶楽部 中子の森	26	25	29	30	30
みんなのいえ	東小千谷	蕨生地内	—	22	24	26	21
なかよしキッズ	片貝	片貝小学校	52	45	36	33	42
わんぱくキッズ	千田	千谷センター	52	53	51	59	47
いずみキッズ	和泉	高梨集落開発センター (夏休み：和泉小学校)	32	27	31	27	23
よつばキッズ	南	克雪管理センター	17	22	21	21	24
よっしーキッズ	吉谷	吉谷トレーニングセンター	8	6	5	6	8
合計			525	510	490	488	496

※吉谷地区「よっしーキッズ」は長期休業期間のみ実施。その他のクラブは通年及び土曜日実施。

【第1章 児童の福祉】

第7節 家庭児童相談室

児童の養育に関する諸問題について、相談に応ずるとともに適切な指導と助言をするため、社会福祉事務所内に相談室を設置し相談員（2名）が平日は毎日相談業務にあたっています。

【 年度別相談種類別受付児童数 】

（単位：人）

年 度	養 護 相 談		保健相談	障がい 相 談	非行相談	育成相談	その他の 相 談	計
	児童虐待 相 談	その他の 相 談						
平成25	13	17	4	97	0	110	3	244
平成26	1	38	3	91	0	109	4	246
平成27	19	28	5	132	0	100	0	284
平成28	37	17	0	102	0	91	1	248
平成29	36	12	4	118	2	92	15	279
平成30	51	16	8	125	0	127	23	350
令和 元	34	9	7	127	0	158	29	364
令和 2	37	15	4	114	0	167	17	354
令和 3	23	12	8	94	0	134	18	289
令和 4	32	20	7	86	0	172	47	364
令和 5	42	29	12	88	0	202	40	413

第8節 ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を依頼したい方（依頼会員）と、育児の援助を提供したい方（提供会員）が会員として登録し、地域の子育てを支援する相互援助の会員組織です。保育園・認定こども園や放課後児童の送迎や預かりなど、さまざまな活動を行っています。

（各年4月1日～翌年3月31日）

年 度	項 目	提供会員	依頼会員	両方会員	合 計	活動件数
平成26		134人	248人	22人	404人	364件
平成27		141人	240人	20人	401人	535件
平成28		145人	221人	20人	386人	461件
平成29		150人	207人	21人	378人	127件
平成30		158人	193人	15人	366人	154件
令和 元		151人	180人	14人	345人	231件
令和 2		135人	150人	14人	299人	363件
令和 3		127人	129人	12人	268人	336件
令和 4		140人	152人	11人	303人	459件
令和 5		136人	139人	14人	289人	396件

第9節 児童手当

児童手当は、児童を養育している方に支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として支給されています。

①支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方で、日本国内に住所がある方

②支給額

支給対象年齢	支給手当月額（1人につき）
3歳未満	15,000円
3歳から小学校修了前まで（第1子及び第2子）	10,000円
3歳から小学校修了前まで（第3子以降）	15,000円
小学校修了後から中学校修了前まで	10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、一律5,000円を特例給付として支給します。

③支給月

2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

④所得制限

所得制限限度額は、扶養親族等の人数に応じて決まります。

（令和6年4月1日現在）

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円	3人	736万円	972万円
1人	660万円	896万円	4人	774万円	1,010万円
2人	698万円	934万円	5人目以降 (1人につき)	上記額に38万円ずつ加算	

⑤支給状況（6月期・10月期・2月期支給分）

支給件数

（令和5年度／単位：件）

被用者 3歳未満	非被用者 3歳未満	被用者 小学校修了前	非被用者 小学校修了前	被用者 中学生	非被用者 中学生	特例給付	合計
4,763	548	20,002	2,514	8,199	1,382	671	38,079

支給額

（令和5年度／単位：千円）

被用者 3歳未満	非被用者 3歳未満	被用者 小学校修了前	非被用者 小学校修了前	被用者 中学生	非被用者 中学生	特例給付	合計
71,445	8,220	213,820	27,655	81,990	13,820	3,355	420,305

第10節 医療費助成

(1) 子ども医療費助成

疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に療養に要する費用の額から、保険給付等及び一部負担金（医療機関ごとに通院月の初回から4回目まで：各530円、入院：1日1,200円、訪問看護1回250円）を控除した額の助成を行いました。

令和5年10月1日より、一部負担金についても助成を開始し、無償化しています。

※0歳児で標準負担額減額認定を受けている方は、入院時の食事代の助成も受けられます。

年度	区分	交付金事業			1件当たり助成額 (円)
		受給者証 交付件数	助成件数	助成総額(円)	
平成30		4,956	44,363	73,042,258	1,646
令和元		4,823	46,022	73,403,282	1,595
令和2		4,654	37,011	59,926,227	1,619
令和3		4,528	40,139	64,406,724	1,605
令和4		4,373	39,982	66,990,396	1,676
令和5		4,192	47,235	91,741,597	1,943

※助成対象

(H25. 9.1～) 通院、入院とも子どもの数に関係なく中学校卒業まで

(市単は通院：子どもが2人以内の場合、3歳児から中学校卒業まで、入院：中学校入学～中学校卒業まで)

(H28. 4.1～) 県の交付金事業として実施

(H30. 7.1～) 通院、入院とも子どもの数に関係なく高校卒業相当年齢まで

(2) 未熟児養育医療助成事業

発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費（食事療養費含む）を助成する事業です。

年度	区分	受給者数 (人)	助成件数	助成総額(円)	1件当たり助成額 (円)
平成30		4	9	834,840	92,760
令和元		4	15	1,646,605	109,774
令和2		8	22	2,048,735	93,124
令和3		9	19	1,876,321	98,754
令和4		3	6	516,369	86,062
令和5		3	8	861,990	107,749

(3) 妊産婦医療費助成

平成30年7月から低所得世帯の妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、経済的負担軽減を図るため、母子健康手帳を交付した日から出産した月の翌月末日まで、療養に要する費用の額から、保険給付等及び一部負担金（医療機関ごとに通院月の初回から4回目まで：各530円、入院：1日1,200円、訪問看護1回250円）を控除した額の助成を行いました。

令和5年4月から所得要件を撤廃し、助成対象を全ての妊産婦に広げました。併せて、一部負担金も助成を開始し、さらなる経済的負担軽減を図ります。

なお、助成金の申請期間は受診の翌月から6ヶ月以内となります。

※標準負担額減額認定を受けている方は、入院時の食事代の助成も受けられます

年度	区分	助成者数 (人)	助成件数	助成総額(円)	1件当たり助成額 (円)
令和元		1	3	15,930	5,310
令和2		0	0	0	—
令和3		0	0	0	—
令和4		1	2	50,580	25,290
令和5		—	621	2,657,437	4,280

※助成対象

(H30.7.1～) 市民税非課税又は市民税所得割非課税世帯の妊産婦

(R5.4.1～) 全ての妊産婦

第11節 ベビー・ファースト運動

ベビー・ファースト運動は妊産婦や小さな子ども連れの保護者に対する思いやりの運動です。

地域や家庭でのあたたかい思いやり行動の推進のほか、市内事業所の協力のもとマタニティ優先駐車場の設置、ポスターの掲示、受動喫煙の防止などに取り組んでいます。

マタニティ優先駐車場設置数

- 令和元年度 新規なし
- 令和2年度 新規 1施設 2か所
- 令和3年度 新規なし
- 令和4年度 新規なし
- 令和5年度 新規なし

平成20年度からの累計 16施設22か所（公共施設設置数含む。）

第2章

母子・父子・寡婦の福祉

第2章 母子・父子・寡婦の福祉

第1節 児童扶養手当	16
第2節 母子・父子・寡婦福祉資金	17
(1) 貸付実績	17
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表	18
第3節 ひとり親家庭等の医療費助成	20
(1) 対象者及び助成額の範囲	20
(2) 年度別受給者数	21
(3) 年度別助成額	21
第4節 高等職業訓練促進給付金等事業	22
(1) 事業概要	22
(2) 支給状況	22
第5節 自立支援教育訓練給付金事業	23
(1) 事業概要	23
(2) 支給状況	23

第1節 児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（児童に障がいがある場合は20歳未満）を監護している父または母、また父または母に代わって養育している人に、父子・母子家庭の生活安定と自立促進を通じ児童の健全育成を目的として手当が支給されています。また、父または母が重度の障がいを有している場合も対象になります。

（令和6年4月1日現在）

対 象 者	次のいずれかに該当する児童を監護・養育する父、母又は養育者 1 父母が婚姻を解消した児童 2 父または母が死亡した児童（父又は母の死亡について支給される公的年金を受けられることができることを除く） 3 父または母が一定の障がいの状態にある児童 4 父または母の生死が明らかでない児童 5 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 7 父または母が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童 8 未婚の女性の子で父がいない児童 9 棄児などで出生の事情が明らかでない児童
支 給 額	所得により次のいずれかが支給されます 児童1人の場合 月額45,500円又は月額45,490円～10,740円 児童2人の場合 月額56,250円又は月額56,230円～16,120円 児童3人以上の場合 児童2人の場合の金額に、6,450円又は児童が1人増えるごとに、月額6,440円～3,230円の範囲で加算
支 給 月	1月、3月、5月、7月、9月、11月に、2カ月分ずつ支給されます

（注）所得により支給の制限があります。

【理由別支給状況】

（各年度3月末現在／単位：件）

理由 年度	離 婚	死 別	未 婚	障がい	遺 棄	その他	計
令和 元	169 (87.6%)	1 (0.5%)	15 (7.8%)	2 (1.0%)	1 (0.5)	5 (2.6%)	193 (100%)
令和 2	156 (87.3%)	1 (0.5%)	12 (6.7%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	8 (4.5%)	179 (100%)
令和 3	163 (85.4%)	—	18 (9.4%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	8 (4.2%)	191 (100%)
令和 4	162 (86.3%)	1 (0.5%)	16 (8.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	7 (3.7%)	188 (100%)
令和 5	165 (88.3%)	1 (0.5%)	13 (7.0%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	6 (3.2%)	187 (100%)

第2節 母子・父子・寡婦福祉資金

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母親、父子家庭の父親または児童等に対して、経済的自立への助成と生活意欲の助長及び児童の福祉の増進を図るため、新潟県が実施している資金の貸付の相談を行っています。

(1) 貸付実績

(単位：千円)

貸付資金		修学資金	就学支度資金	修業資金	就職支度資金	住宅資金	技能習得資金	生活資金	事業開始資金	合計
年度										
令和元	件数	4	2							6
	金額	3,322	1,080							4,402
令和2	件数	2					1			3
	金額	2,106					304			2,410
令和3	件数	2					1			3
	金額	1,584					74			1,658
令和4	件数	1	1	1						3
	金額	630	84	286						1,000
令和5	件数	3	1							4
	金額	3,099	126							3,225

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

(令和6年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象等								用途	貸付限度 (単位：円)	据置期間	償還 (返済) 期間	利率 (年利) ※①
	(1)母子・父子家庭の母・父	(2)寡婦	(3)母子・父子家庭の児童	(4)母子・父子家庭の子	(5)寡婦が扶養する子	(6)母子・父子福祉団体	(7)父母のない児童	(8)四十歳以上配偶者なし女子					
事業開始資金	●	●				●		●	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,470,000	1年	7年	無利子または年1.0%
事業継続資金	●	●				●		●	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,740,000	6ヶ月	7年	同上
技能習得資金	●	●						●	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 母子又は父子家庭の母又は父及び寡婦が高等学校に修学する場合にその修学及び入学に必要な資金	一般 月額 68,000 特別 一括 816,000 運転免許 460,000	知識技能習得後1年	10年	同上
修業資金			●	●	●			●	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 ※運転免許取得は、高校3年在学中で就職を希望する児童に限る	月額 68,000 運転免許 460,000	知識技能習得後1年	10年	無利子
就職支度資金	●	●	●					●	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金 ※特別分は、通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合に限る	一般 105,000 特別 340,000	1年	6年	無利子または年1.0%
医療介護資金	●	●	● (介護除く)					●	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 ※医療特別は、所得税非課税世帯又はこれに準ずる世帯に限る	医療 一般 340,000 特別 480,000 介護 500,000	6ヶ月	5年	同上
生活資金	●	●						●	知識・技能を習得している期間中又は医療介護を受けている期間中の生活の安定・継続に必要な資金	医療 月額 108,000 ※② 技能 月額 141,000 ※②	知識技能の習得後、医療介護終了後6ヶ月	5年 10年	同上
	●								母子又は父子家庭となって7年未満の母又は父の生活の安定・継続に必要な資金	一般 月額 108,000	6ヶ月	8年	同上
	●	●						●	失業している期間中の生活の安定・継続に必要な資金(離婚した日の翌日から1年以内)	一般 月額 108,000	6ヶ月	5年	同上
住宅資金	●	●						●	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金	普通 1,500,000 特別 2,000,000	6ヶ月	6年 7年	同上
転宅資金	●	●						●	住宅の移転に必要な資金	260,000	6ヶ月	3年	同上
結婚資金	●	●						●	母子又は父子家庭の児童又は子、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	320,000	6ヶ月	5年	同上
修学資金			●	●	●			●	高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	学校種別、通学方法、学年等により異なる 【別表1】のとおり	卒業後6ヶ月	15年 ※③	無利子
就学支度資金			●	●	●			●	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	学校種別、通学方法等により異なる 【別表2】のとおり	卒業後6ヶ月	10年 ※③	同上

※①無利子の資金でも、返済期限に遅れると年3%の違約金（延滞利息）が課せられます。

※②生計中心者でない場合は、月額70,000円。

※③学校種別により、一部例外があります。

【別表1 修学資金貸付限度額一覧表 ※④】

(単位：円)

学 校 等 種 別			限度額 I (月額)
高等学校 専修学校（高等課程）※⑤	国 公 立	自 宅	27,000
		自 宅 外	34,500
	私 立	自 宅	45,000
		自 宅 外	52,500
高等専門学校	国 公 立	自 宅	31,500
		自 宅 外	33,750
	私 立	自 宅	48,000
		自 宅 外	52,500
専修学校（専門課程）※⑤	国 公 立	自 宅	67,500
		自 宅 外	78,000
	私 立	自 宅	89,000
		自 宅 外	126,500
短期大学	国 公 立	自 宅	67,500
		自 宅 外	96,500
	私 立	自 宅	93,500
		自 宅 外	131,000
大 学	国 公 立	自 宅	71,000
		自 宅 外	108,500
	私 立	自 宅	108,500
		自 宅 外	146,000
大学院	修 士 課 程		132,000
	博 士 課 程		183,000
専修学校（一般課程）			54,000

【別表2 就学支度資金貸付限度額一覧表】

(単位：円)

学 校 等 種 別			限 度 額
小学校（※⑥）			64,300
中学校（※⑥）			81,000
専修学校（一般課程）	—	自 宅	150,000
		自 宅 外	160,000
高等学校	国 公 立	自 宅	150,000
		自 宅 外	160,000
専修学校（高等課程）	私 立	自 宅	410,000
		自 宅 外	420,000
大学・短期大学	国 公 立	自 宅	410,000
		自 宅 外	420,000
高等専門学校	私 立	自 宅	580,000
		自 宅 外	590,000
大学院	国 公 立	—	380,000
	私 立	—	590,000
修業施設		自 宅	272,000
		自 宅 外	282,000

【第2章 母子・父子・寡婦の福祉】

- ※④ この表は1年生の時に申請する場合の限度額です。申請時に2年生以上の場合には限度額が異なる場合があります。
- ※⑤ 専修学校の場合、高等課程または専門課程であっても、学科の内容等によっては一般課程の貸付限度額を適用する場合があります。
- ※⑥ 小学校、中学校の貸付けは、所得税非課税又はこれに準ずる世帯に限ります。

第3節 ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行い、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の推進を図ることを目的とし、平成3年4月1日より実施しています。

(1) 対象者及び助成額の範囲

(令和6年4月1日現在)

対 象 者	次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいのある場合は20歳未満）と、児童と同居し生計を同じくしている父又は母、養育者 1 父母が婚姻を解消した児童 2 父または母が死亡した児童（父又は母の死亡について支給される公的年金を受けられることができることを除く） 3 父または母が一定の障がいの状態にある児童 4 父または母の生死が明らかでない児童 5 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 7 父または母が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童 8 未婚の女性の子で父がいない児童 9 棄児などで出生の事情が明らかでない児童
助成額の範囲	療養に要する費用の額から、保険給付等及び一部負担金（医療機関ごとに通院月の初回から4回目まで：各530円、入院：1日1,200円、訪問看護1回250円）を控除した額の助成を行っています。 ※標準負担額減額認定を受けている方は、入院時の食事代の助成も受けられます。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童は一部負担金の支払いはありません。
支 給 方 法	現物支給

(注) 所得による支給の制限があります。

(2) 年度別受給者数

(各年度3月末現在/単位：人)

年度	区分	家庭状況	国民健康保険			被用者保険			合計
			扶養者	児童	計	扶養者	児童	計	
令和元		母子世帯	51	80	131	154	225	379	510
		父子世帯	2	3	5	13	19	32	37
		養育者世帯	1	1	2	0	0	0	2
		合計	54	84	138	167	244	411	549
令和2		母子世帯	53	87	140	144	215	359	499
		父子世帯	3	3	6	12	21	33	39
		養育者世帯	1	1	2	0	0	0	2
		合計	57	91	148	156	236	392	540
令和3		母子世帯	49	79	128	148	224	372	500
		父子世帯	3	3	6	13	21	34	40
		養育者世帯	1	1	2	0	0	0	2
		合計	53	83	136	161	245	406	542
令和4		母子世帯	50	81	131	146	212	358	489
		父子世帯	2	2	4	12	18	30	34
		養育者世帯	2	3	5	0	0	0	5
		合計	54	86	140	158	230	388	528
令和5		母子世帯	49	81	130	146	221	367	497
		父子世帯	4	3	7	12	18	30	37
		養育者世帯	1	2	3	0	0	0	3
		合計	54	86	140	158	239	397	537

(3) 年度別助成額

(各年度3月末日現在)

年度	区分	受給者証 交付件数	助成件数	助成総額 (円)	1件当たり助成額 (円)
令和元		549	5,448	11,028,799	2,024
令和2		540	4,803	10,669,631	2,221
令和3		542	4,927	11,176,115	2,268
令和4		528	5,051	12,267,794	2,429
令和5		537	5,724	14,415,171	2,519

第4節 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が自立するために、養成機関で修業して資格取得を目指す方に訓練促進費等を支給し、生活の負担軽減を図ることを目的とし、平成25年4月1日より実施しています。

(1) 事業概要

(令和6年4月1日現在)

対 象 者	次の要件を全て満たす20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父 1 児童扶養手当又は小千谷市ひとり親家庭等の医療費助成の受給者又は児童扶養手当等を受給できる場合と同程度の所得を有する方 2 資格を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方 4 適職に就くために必要と認められる方 5 訓練促進費と同様の目的で支給される給付金を過去に受給していない方
対 象 資 格	(1) 看護師 (2) 准看護師 (3) 介護福祉士 (4) 保育士 (5) 理学療法士 (6) 作業療法士 (7) 歯科衛生士 (8) 美容師 (9) 社会福祉士 (10) 製菓衛生師 (11) 調理師 (12) 上記に掲げるもののほか、これらに準じて市長が地域の実情に応じて定める資格
支 給 額	<訓練促進費>養成機関の修業期間の全期間(上限4年間)において支給 ・市民税非課税世帯 100,000円/月(最後の1年140,000円/月) ・市民税課税世帯 70,500円/月(最後の1年110,500円/月) <入学支援修了一時金>養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に支給 ・市民税非課税世帯 50,000円 ・市民税課税世帯 25,000円

(2) 支給状況

(各年度3月末日現在)

年度	区分	受給者数	訓練促進費 助成額(円)	入学支援修了一時金 助成額(円)	助成総額(円)
令和元		1	1,200,000	0	1,200,000
令和2		1	1,680,000	50,000	1,730,000
令和3		—	—	—	—
令和4		1	1,200,000	0	1,200,000
令和5		1	1,200,000	0	1,200,000

第5節 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が就職に役に立つ資格を取得するために教育訓練講座を受講した場合に、その費用の一部を支給します（平成25年4月1日より実施）。

（1）事業概要

（令和6年4月1日現在）

対 象 者	次の要件を全て満たす20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父 1 児童扶養手当又は小千谷市ひとり親家庭等の医療費助成の受給者又は児童扶養手当等を受給できる場合と同程度の所得を有する方 2 適職に就くために必要と認められる方
対 象 講 座	雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座
支 給 額	指定教育訓練講座に、本人が支払った受講料等の6割相当額を支給 （上限200,000円、下限12,001円） また、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給 ※看護師等の専門資格の取得を目指す指定教育訓練講座は、上限1,600,000円（400,000円×就学年数）

（2）支給状況

（各年度3月末日現在）

年度	区分	受給者数	助 成 額 (円)
令和 元		1	51,600
令和 2		—	—
令和 3		1	152,820
令和 4		—	—
令和 5		1	17,600

第3章

障がい児・者の福祉

第3章 障がい児・者の福祉

第1節 身体障害者手帳・療育手帳	26
（1）身体障害者手帳	26
（2）療育手帳	26
（3）精神障害者保健福祉手帳	27
（4）障害者介護給付費等支給審査会	27
第2節 相談・指導	28
（1）障がい福祉に関する相談・指導	28
第3節 福祉サービス	28
（1）障がい福祉サービス利用状況	28
（2）補装具費給付	29
（3）地域生活支援事業	30
（4）住宅整備資金補助制度（障がい者）	33
（5）精神障害者及び心身障害者通所サービス事業所通所費助成事業	33
（6）福祉タクシー利用料金助成事業	33
（7）人工透析通院費助成事業	34
第4節 医療給付	34
（1）重度心身障害者医療費助成事業	34
（2）育成医療の給付	35
（3）更生医療の給付	35
（4）精神通院医療	36
（5）精神障害者入院医療費助成事業	36
第5節 手当・共済	36
（1）在宅の重度障がい児・者に対する手当	36
（2）特別児童扶養手当	37
（3）心身障害者扶養共済制度	37
第6節 心身障害児者更生援護施設	39
第7節 小千谷市障害者支援センター	45
（1）さつき工房	45

第1節 身体障害者手帳・療育手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に永続する障がいがある方の障がいに応じ、1級から6級の手帳が交付されています。近年の特徴として、加齢による聴覚機能障がいと肢体不自由を中心に、高齢障がい者の増加が目立っています。また、腎臓や呼吸器の機能障がいなどの内部障がいの割合が年々高くなっています。

障がい児・者対策の基本は、障がいの発生防止と早期発見・治療ですが、本市では、妊産婦と乳幼児の健康管理に努めるとともに、高齢化が進行するに伴って生活習慣病などの原因となる中途障がいの発生防止策を一層強化しています。

また、在宅の障がい児・者に対するケアサービスとしては、居宅介護、補装具・日常生活用具の給付、保健師による訪問指導などを実施しています。

【身体障害者手帳の障がい別・等級別所持状況】 (令和6年3月31日現在/単位:人)

障がい程度	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	21	1	0	104	238	364
2 級	27	26	0	111	2	166
3 級	2	18	4	137	83	244
4 級	4	47	14	158	71	294
5 級	11	1	0	72	0	84
6 級	3	76	0	33	0	112
計	68	169	18	615	394	1,264

【身体障害者手帳年度別所持者数】 (各年度3月31日現在/単位:人)

年度	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
平成26	80	139	17	856	351	1,443
平成27	80	143	18	824	360	1,425
平成28	72	141	19	789	369	1,390
平成29	68	136	18	751	354	1,327
平成30	68	136	19	755	386	1,364
令和元	65	127	18	713	385	1,308
令和2	64	129	17	684	389	1,283
令和3	64	142	18	671	404	1,299
令和4	68	150	19	640	409	1,286
令和5	68	169	18	615	394	1,264

(2) 療育手帳

知的障がいのある方に対して、一貫した指導・相談を行うとともに各種の福祉サービスを受けやすくするために交付され、障がいの程度に応じて重度、及び中軽度に区分されます。

【療育手帳年度別所持者数】

(各年度3月31日現在/単位:人)

区分 年度	18歳未満			18歳以上			総計
	重度	中軽度	計	重度	中軽度	計	
平成26	13	46	59	83	140	223	282
平成27	13	47	60	83	152	235	295
平成28	13	55	68	80	159	239	307
平成29	11	51	62	82	161	243	305
平成30	13	48	61	80	164	244	305
令和元	15	40	55	83	176	259	314
令和2	16	40	56	83	174	257	313
令和3	16	40	56	84	178	262	318
令和4	16	35	51	82	190	272	323
令和5	17	34	51	82	186	268	319

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者に交付されるもので、等級は1級から3級までに区分されます。

【精神障害者保健福祉手帳年度別所持者数】

(各年度3月31日現在/単位:人)

年度	等級			合計
	1級	2級	3級	
平成26	17	173	31	221
平成27	21	183	31	235
平成28	19	199	31	249
平成29	26	212	29	267
平成30	28	232	30	290
令和元	28	248	27	303
令和2	29	252	27	308
令和3	31	272	27	330
令和4	33	268	31	332
令和5	31	277	33	341

(4) 障害者介護給付費等支給審査会

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある方の心身の状況を総合的に審査し、障害支援区分を判定します。

【障害支援区分年間認定件数】

(各年度3月31日現在/単位:人)

年度	区分						合計
	1	2	3	4	5	6	
平成26	2	17	15	8	4	9	55
平成27	3	15	12	9	3	22	64
平成28	0	12	10	12	14	8	56
平成29	0	12	17	13	6	7	55
平成30	2	15	12	7	8	16	60
令和元	0	20	18	12	10	12	72
令和2	1	11	17	12	8	11	60
令和3	0	15	10	7	3	16	51
令和4	0	18	19	14	11	14	76
令和5	0	20	16	16	11	14	77

第2節 相談・指導

(1) 障がい福祉に関する相談・指導

心身障がい者及びその家族からの一般的な相談に応じ、必要な助言及び福祉サービスを行うため、市の社会福祉事務所（福祉課、健康・子育て応援課）のほか、次の相談所があります。

- 新潟県長岡児童相談所
- 新潟県長岡知的障害者更生相談所
- 新潟県長岡身体障害者更生相談所
- 小千谷市社会福祉協議会
- 相談支援事業所ひかり工房
- 相談支援センター小千谷さくら
- 障がい者基幹相談支援センター

第3節 福祉サービス

(1) 障がい福祉サービス利用状況

身体障がい、知的障がい、精神障がいの種別に関わらず、障がいのある方に必要な介護の支援と、自立した生活ができるよう身体機能や生活能力向上のため、又は就労支援のための訓練を行います。

【延利用者数】

(単位：人)

サービスの種別	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
居宅介護（ホームヘルプ）	361	367	379	375	343	310
行動援護	5	11	1	0	0	0
同行援護	7	14	7	21	20	41
療養介護	132	142	144	144	138	132
生活介護	870	910	1,013	990	1,019	1142
短期入所（ショートステイ）	234	285	268	221	192	182
施設入所支援	517	520	497	491	509	620
宿泊型自立訓練	20	23	24	29	30	22
自立訓練（機能訓練）	27	23	2	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	75	75	95	104	48	52
就労移行支援	61	92	111	107	67	83
就労継続支援（A型）	84	94	86	93	96	79
就労継続支援（B型）	1,191	1,183	1,192	1,280	1,433	1349
就労定着支援	※H30～制度開始	13	46	41	40	58
共同生活援助（グループホーム）	444	432	460	540	588	619
地域移行支援					6	7
計画相談支援	519	598	654	693	730	788

サービスの種別	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
特定障害者特別給付費	933	911	936	1,005	1,047	1168
高額障害福祉サービス等給付費	0	22	37	36	46	15
児童発達支援	35	31	18	36	61	57
放課後等デイサービス	183	198	265	409	460	529
保育所等訪問支援					7	10
障害児相談支援	60	57	89	120	121	137
高額障害児通所給付費	0	0	3	8	17	15

(2) 補装具費給付

①軽・中等度難聴児補聴器購入費補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るために、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。(単位：件)

区分	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数	1件	1件	0件	1件	1件
助成額	95,220円	95,000円	—	95,000円	95,000円

②補装具の交付・取扱状況

身体の障がいを補い、日常生活能力を高めるため、身体障害者手帳所持者等に補装具費の支給を行います。(単位：件)

種類	平成30		令和元		令和2		令和3			令和4		令和5	
	購入	修理	購入	修理	購入	購入	修理	購入	修理	購入	購入	修理	
義肢	1		3	1	1	1		3	1	1	1	3	
装具	14(3)	6(2)	18(6)	5(1)	11(2)	14(3)	6(2)	18(6)	5(1)	11(2)	8(2)	6	
座位保持装置		2	2		2		2	2		2	2	1	
視覚障害者安全つえ	4		1		2	4		1		2	2		
義眼													
眼鏡	2		4		3	2		4		3	4		
補聴器	9	10(3)	7(1)	10(6)	7	9	10(3)	7(1)	10(6)	7	23	2	
人工内耳												1(1)	
車いす	5(2)	13(1)	2	3	2(1)	5(2)	13(1)	2	3	2(1)	4	12(2)	
電動車いす	1	4		5		1	4		5		1	4	
歩行器					2(1)					2(1)	1		
歩行補助つえ	2					2					2		
重度障害者用意思伝達装置					1					1	1		
計	38(5)	35(6)	37(7)	24(7)	31(4)	38(5)	35(6)	37(7)	24(7)	31(4)	49(2)	29(3)	

(注) () 内は18歳未満の件数を再掲

【第3章 障がい児・者の福祉】

(3) 地域生活支援事業

本市で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業を行います。

①障がい者相談支援事業

障がいのある方、その家族、又は介護を行っている方からの相談に応じ、情報の提供、又は権利擁護のために必要な援助を行います。基幹相談支援センターを中核機関として位置付け、地域の相談支援体制の底上げを図ります。

【相談窓口別相談支援件数】

(単位：件)

相談支援事業所 (相談窓口)	開設場所等	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
小千谷市社会福祉 協議会	桜町5140番地 平日 8:30～17:00	4,379	3,885	3,404	3,340	3,357
相談支援事業所 ひかり工房	小栗田2722番地1 平日 8:30～17:30	4,253	3,977	3,473	3,594	3,417
相談支援センター 小千谷さくら	小栗田2400番地6 平日 8:30～17:00 小千谷駅構内 平日 9:00～16:00	4,788	4,121	3,889	4,458	4,642
障がい者基幹相談 支援センター	小千谷市役所内 平日 8:30～17:15	2,024	1,555	1,828	2,203	2,214

※相談支援件数は支援方法における一般及び計画相談件数（基幹相談支援センターは計画相談を取り扱わないため一般相談件数のみ）

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対し、市長が審判請求の支援をすることや、後見人等の報酬等必要経費の全部又は一部を補助します。

【支援の種類別実施状況】

支援の種類別		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
市長による審判請求申立		1件	0件	0件	0件	0件
申立費用の助成	件数	1件	0件	0件	0件	0件
	助成額	8,200円	—	—	—	—
後見人等に対する報酬の助成	件数	0件	1件	3件	2件	0件
	助成額	—	252,000円	684,000円	432,000	—

③意思疎通支援事業

聴覚障がいのある方などの意思疎通を円滑にするために、手話通訳・要約筆記等の支援を行います。

【手話通訳・要約筆記派遣状況】

支援の種類別		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
個人の利用	実利用者数	12人	6人	7人	8人	7人
	派遣回数	30回	23回	36回	40回	53回
市等主催事業 (講演会等)	派遣回数	8回	0回	2回	4回	8回

【手話通訳者・要約筆記者等登録者数】

(各年度3月31日現在/単位：人)

年度	手話通訳士	手話通訳者	手話奉仕員	手話計	要約筆記者	要約筆記奉仕員	要約計
令和元	1	3	12(3)	16(3)	4(2)	5(1)	9(3)
令和2	1	2	12(3)	15(3)	4(2)	5(1)	9(3)
令和3	3		13(3)	16(3)	4(2)	5(1)	9(3)
令和4	2	3(1)	11(2)	16(3)	4(2)	6(1)	10(3)
令和5	2	3(1)	12(1)	17(2)	3(1)	7(1)	10(2)

(注) () 内は手話・要約筆記の重複登録者数を再掲

【みえる通訳サービス利用状況】

※手話や外国語の通訳に対応する専用タブレット「みえる通訳」を、福祉課に加え令和6年2月から健康・子育て応援課の窓口にも設置しています。

年度	実利用者数	利用延件数
令和 4	5人	11件
令和 5	1人	5件

④日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に日常生活用具を給付、又は貸与を行います。

【日常生活用具の給付状況】

(単位:件)

区分	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護・訓練支援用具					1
自立生活支援用具	4	2	2	3	6
在宅療養等支援用具	9	2	8	1	3
情報・意思疎通支援用具	3	2	1	2	1
排泄管理支援用具	564	530	543	556	582
住宅改修費		1	2		1
計	580	537	556	562	594

⑤手話奉仕員養成研修事業

厚生労働省の定めるカリキュラムを受講していただくことで手話奉仕員を養成します。

【養成講座開催状況】

年度	講座の種類	講座回数	受講者数	修了者数
令和 3	基礎課程	26回	6人	5人
令和 4	入門課程	22回	5人	4人
令和 5	基礎課程	26回	5人	5人

⑥移動支援事業

在宅の障がいのある方が社会参加や余暇活動などで外出するときの移動を支援します。

【利用状況】

(令和5年度)

実施事業所(所在地)	支給決定者数	実利用者数	利用延時間
小千谷市社会福祉協議会(小千谷市)	10人	10人	379時間
かけはし(魚沼市)	1人	1人	29.5時間
なのはな(長岡市)	2人	2人	39.5時間
ニチイケアセンターおぢや(小千谷市)	1人	1人	14時間
らいふ・カレッジ(滋賀県)	1人	1人	24時間
計	15人	15人	486時間

⑦地域活動支援センター事業

在宅の障がいのある方に地域活動支援センターで創作・生産活動や社会との交流の機会を提供し、必要に応じて機能訓練や社会適応訓練のサービスを行います。

【利用状況】

(令和5年度)

実施事業所(所在地)	年度末登録者数	実利用者数	利用延件数
小千谷市障害者支援センターさつき工房(小千谷市)	39人	21人	1,376件
障害児者生活支援センターかけはし(魚沼市)	6人	6人	252件
十日町市身体障がい者福祉センター(十日町市)	2人	2人	126件
計	47人	29人	1,754件

【第3章 障がい児・者の福祉】

⑧更生訓練費給付事業

就労移行支援事業などを利用している障がいのある方で生活保護世帯などの一部の方に、更生訓練の費用の助成を行います。

【利用状況】

(令和5年度)

施設区分	施設名	支給決定者数
就労移行支援事業または自立訓練事業を実施している施設	ひかり工房	3人
	ワークセンター小千谷さくら	3人

施設区分	施設名	支給決定者数
就労移行支援事業または自立訓練事業を実施している施設	みのわの里 スリージョブ	5人
	湯之谷工芸	0人
	エンゼル妻有	2人
	新潟県リハビリテーションセンター	0人
	ワークセンターのっぺ	0人
	みのわの里 工房はくさん	0人
	サンスマイル	0人

⑨日中一時支援事業

在宅の障がいのある方に昼間の活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、家族の負担の軽減を図ります。

(令和5年度/単位：人、件)

実施事業所（所在地）	児		者	
	実利用者数	利用延件数	実利用者数	利用延件数
ひだまり工房（小千谷市）	81	651	6	63
小千谷さくら（小千谷市）	28	147	28	237
桜花園（長岡市）	0	0	28	51
ようこそ（長岡市）	0	0	5	8
やいろの里（魚沼市）	0	0	7	10
魚沼学園（魚沼市）	12	13	0	0
ワークセンター北陽（長岡市）	0	0	10	17
工房ますがた（長岡市）	0	0	13	14
ワークショップ想（小千谷市）	4	23	1	3
あけぼの園（長岡市）	0	0	7	14
白岩の里（小千谷市）	0	0	1	1
スマイルセンター三喜（長岡市）	0	0	1	3

⑩自動車改造費・自動車免許取得費助成事業

重度の身体障がいがある方の自動車の改造に要する費用の一部と、障がいのある方の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

事業名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
自動車改造費助成事業	1件 100,000円	3件 666,000円	2件 200,000円	0件 -	1件 165,000円
自動車免許取得費助成事業	0件 -	0件 -	2件 200,000円	0件 -	1件 100,000円

(4) 住宅整備資金補助制度 (障がい者)

対象者	▽重度障がい者【身体障害者手帳1・2級(下肢・体幹機能障害等)又は療育手帳A] ▽世帯の年収が600万円以下 いずれにも該当する人
対象経費	①居室又は廊下等の改造 ②トイレの改造 ③浴室の改造 ④玄関の改造 ⑤段差解消機又は階段昇降機 ⑥ホームエレベーターの設置
補助上限額	500千円(ただし、重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象者は300千円を上限額とし、重複利用をするものとする。)
補助金額	補助基準額に下記の世帯区分に応じた補助率をかけた額 生活保護世帯10/10、所得税非課税世帯3/4、その他の世帯1/2

【補助実施状況】

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
助成額	—	—	—	—	—	—

(5) 精神障害者及び心身障害者通所サービス事業所通所費助成事業

市内の通所サービス事業所を利用している精神障がい者、心身障がい者に対して、通所に要する交通費を助成します。

【利用状況】

(令和5年度)

対象事業所	実助成人数(人)	助成額(円)
さつき工房	15	340,080
ひかり工房	11	524,976
ひだまり工房	8	262,730
小千谷さくら	9	412,465
ワークショップ想	11	313,910
市外事業所	13	1,074,556

(6) 福祉タクシー利用料金助成事業

心身障がい者に対してタクシー利用料金の一部を助成し、障がい者の社会参加の促進及び福祉の増進を図ることを目的として助成を行っています。

対象者	・ 身体障害者手帳1～3級 ・ 療育手帳A ・ 精神障害者保健福祉手帳1級(平成30年4月から対象)
-----	---

【利用状況】

	対象者数	利用者数	延利用枚数	1人当り利用枚数	助成額
平成30	924人	439人	5,995枚	13.7枚	2,997,500円
令和元	936人	438人	6,057枚	13.8枚	3,028,500円
令和2	913人	409人	5,455枚	13.3枚	2,727,500円
令和3	925人	405人	5,308枚	13.1枚	2,654,000円
令和4	930人	406人	5,403枚	13.3枚	2,701,500円
令和5	879人	379人	4,992枚	13.2枚	2,496,000円

【第3章 障がい児・者の福祉】

(7) 人工透析通院費助成事業

じん臓機能障がい者の経済的負担を軽減するため、人工透析のための通院費の一部を距離に応じて助成しています。

【利用状況】

		タクシー券	給油券
令和 元	利用者数	18人	14人
	助成額	400,500円	249,000円
令和 2	利用者数	21人	18人
	助成額	510,500円	283,000円
令和 3	利用者数	19人	24人
	助成額	455,500円	369,000円
令和 4	利用者数	15人	26人
	助成額	352,500円	413,000円
令和 5	利用者数	12人	30人
	助成額	327,500円	478,000円

第4節 医療給付

(1) 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障がい者に対して、療養に要する費用の額から、保険給付等及び一部負担金（医療機関ごとに通院月の初回から4回目まで：各530円、入院：1日1,200円、訪問看護1回250円）を控除した額の助成を行っています。

※標準負担額減額認定を受けている方は、入院時の食事代の助成も受けられます。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童は一部負担金の支払いはありません。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1～3級の所持者 ・ 療育手帳Aの所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者（平成29年9月から対象） <p>* 上記該当者で本人又は扶養義務者の前年の所得が規則で定める限度額を超えない者</p>
-------	---

【 重度心身障害者医療費助成状況 】

年度	区分	受給者証 交付件数	停止者	助成件数	助成総額 (円)	1件当たり 助成額(円)
令和 元		860	21	16,687	64,476,624	3,864
令和 2		850	22	15,860	62,339,118	3,931
令和 3		867	17	15,925	57,410,908	3,605
令和 4		837	20	15,872	59,614,753	3,755
令和 5		819	31	15,962	59,385,384	3,850

(2) 育成医療の給付

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残す疾患があると認められる児童（18歳未満）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療した医療費の一部を助成します。

【 育成医療の給付状況 】

(令和5年度)

区 分	入 院		通 院		合 計		
	実人員(人)	延件数	実人員(人)	延件数	実人員(人)	延件数	
視覚障がい	2	2	2	3	2	5	
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0	0	0	
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	1	2	1	2	
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	
内部障がい	心 臓	1	1	0	0	1	1
	小 腸	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	2	3	1	2	2	5
計	5	6	4	7	6	13	

(注)入院と通院とに重複する人がいるため実人員の合計は一致しません。

(3) 更生医療の給付

身体障がい者の職業能力の増進や、日常生活向上のための障がい除去または軽減を目的として医療の給付を行っています。

【 更生医療の給付状況 】

(令和5年度)

区 分	入 院		通 院		合 計	
	実人員(人)	延件数	実人員(人)	延件数	実人員(人)	延件数
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	2	5	2	5
内部障がい(腎臓)	102	169	102	909	102	1,078
そ の 他	0	0	2	6	2	6
計	102	169	106	920	106	1,089

(注)入院と通院とに重複する人がいるため実人員の合計は一致しません。

【 更生医療の年度別給付状況 】

(単位：人)

種 別	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
音声・言語・そしゃく機能障がい	3	2	2	3	2
内部障がい(腎臓)	79	92	101	102	102
そ の 他	1	2	1	2	2
計	83	96	104	107	106

【第3章 障がい児・者の福祉】

(4) 精神通院医療

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している人に医療の給付を行っています。

【精神通院医療の申請状況】

年 度	新規申請 (件)	継続申請 (件)	転入による 新規申請 (件)	申請合計 (件)
令和 元	1 0 0	6 2 0	3	7 2 3
令和 2	6 3	7 2 7	1	7 9 1
令和 3	6 9	6 6 7	6	7 4 2
令和 4	9 0	6 4 9	6	7 4 5
令和 5	9 3	6 5 5	3	7 5 1

(5) 精神障害者入院医療費助成事業

精神障がい者の適正医療と福祉の向上のため、入院医療費自己負担分の一部を助成する制度です。平成9年度から市の独自サービスとして実施しています。

年 度	助成実人数 (人)	助成件数 (件)	助成総額 (円)
令和 元	5 5	4 0 8	2, 3 0 2, 0 8 2
令和 2	5 5	4 1 7	2, 3 1 2, 4 9 2
令和 3	5 1	3 8 4	2, 1 2 2, 1 7 3
令和 4	4 1	3 2 7	1, 8 3 6, 8 9 9
令和 5	4 9	3 3 5	1, 9 1 8, 9 0 0

第5節 手当・共済

(1) 在宅の重度障がい児・者に対する手当

在宅の重度心身障がい児・者に対して、障がい等のために生ずる特別の負担を軽減することを目的として、特別障害者手当等の支給制度があります。

本市では、独自に小千谷市重度身体障がい者介護手当を支給し、在宅で障がい者を介護する人への援助措置を講じています。

【令和6年3月末】

区 分	支 給 対 象	支給額 (月額)	支給月
特別障害者手当	20歳以上の在宅の人で、著しく重度の障がいの状態にあるため、常時特別の介護を必要とする人	27,980円	2月 5月 8月
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の人で、重度の障がいの状態にあるため、常時の介護を必要とする児童	15,220円	
福祉手当 (経過措置)	20歳以上の在宅の人で、著しく重度の障がいがある人 (昭和63年3月31日廃止)	15,220円	11月
介護手当 (市独自の制度)	身体障害者手帳1、2級の交付を受け、寝たきりになって1年以上経過している障がい者を、在宅で介護している人	8,000円	4月 10月

【支給者数】

(各年3月31日現在/単位:人)

手当の種類	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
特別障害者手当	38	46	45	37	35
障害児福祉手当	15	17	18	15	17
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0
介護手当	1	1	1	1	1

(2) 特別児童扶養手当

精神又は身体(内科的疾患を含む)に、政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を監護又は養育する人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当の支給制度があります。

【支給要件等】

(令和5年度)

区分	障がい程度を目安	支給額(月額)	支給月
1級	○身体障害者手帳1級の一部又は2級の一部の方を養育している方 ○療育手帳Aの所持者を養育している方 ○上記のものと同程度以上の状態にある方を養育している方	53,700円	4月
2級	○身体障害者手帳3級の一部又は4級の一部の方を養育している方 ○療育手帳Bのうち、おおむね知能指数50以下のものの所持者を養育している方 ○上記のものと同程度以上の状態にある方を養育している方	35,760円	8月 11月

【支給対象児童数】

(各年度3月31日現在/単位:人)

区分	年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
1級		24	27	24	26	24
2級		47	52	55	53	61
計		71	79	79	79	85

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者をもつ保護者が、毎月年齢に応じた掛金を拠出し、万一保護者が死亡又は重度障がいの状態となった後、残された心身障がい者に終身にわたり一定額の年金(月額2万円)を支給し、その生活の安定を図る制度です。

加入資格	知的障がい者、身体障がい者1～3級及びこれと同程度の心身障がい者を保護する人で、加入時の年齢が65歳未満の人 (注) 加入後、年齢が65歳以上となっても資格はあります。
------	---

【掛金額(月額)】

加入時の年齢(4月1日現在)	掛金額(2口まで加入できます)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

(平成20年4月1日 掛金改定)

【 加入者数及び年金受給者数 】

(令和6年3月31日現在／単位：人)

区 分	加 入 者 数	年金受給者数
知的障がい者	10	2
身体障がい者	4	7
精神障がい者	1	3
計	15	12

第6節 心身障害児者更生援護施設

心身障がい児者に対する医学的治療、生活・職業訓練など必要な更生援護を行うための施設があります。本市からの利用状況は次のとおりです。

【 指定障がい福祉サービス事業所利用状況 】

(各年度3月31日現在/単位:人)

事業種別	事業所名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
居宅介護	小千谷市社会福祉協議会 (小千谷市)	28	29	33	27	28
	小栗田の里ヘルパーステーション りぼん(小千谷市) ※R1.5月 廃止	2	—	—	—	—
	ハイハイネット中越(小千谷市)	0	0	0	0	0
	中子の森(小千谷市)	3	4	2	2	2
	マミー・ケアサービス(小千谷市)	3	3	4	2	1
	在宅介護サービス・カネコ(長岡市)	0	1	1	0	0
	長岡市社会福祉協議会(長岡市)	—	—	—	1	1
	ニチイケアセンターおぢや(小千谷市)	—	—	—	1	2
行動援護	小千谷市社会福祉協議会 (小千谷市)	1	1	0	0	0
	なのはな(長岡市)	1	0	0	0	0
同行援護	otomo(東京都)	1	0	0	1	1
	新潟市社会福祉協議会(新潟市)	1	0	0	1	0
	ニチイケアセンターおぢや(小千谷市)	—	1	2	4	5
	ニチイケアセンター長岡江陽(長岡市)	0	0	1	0	0
短期入所	長岡療育園(長岡市)	3	4	2	2	2
	桜花園(長岡市)	1	1	2	2	1
	みのわの里更生園(長岡市)	3	4	3	3	4
	みのわの里療護園(長岡市)	1	1	1	1	0
	らいこうじ(長岡市)	2	2	0	1	1
	桐樹園(長岡市)	2	2	1	1	0
	六花園(魚沼市)	0	2	0	0	0
	やいろの里(魚沼市)	3	3	2	2	1
	HAPPY(魚沼市)	2	3	2	1	1
	ロングラン(柏崎市)	0	1	0	0	0
	サンスマイル(長岡市)	1	0	2	2	2
	あけぼの園(長岡市)	3	3	4	2	2
	エンゼル妻有(十日町市)	1	2	2	1	1
	なかまの家(十日町市)	1	1	0	1	0
ほっとステイさんわ(長岡市)	3	3	2	2	2	

【第3章 障がい児・者の福祉】

事業種別	事業所名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
短期入所	魚沼学園（魚沼市）	4	3	2	2	3
	コロニーにいがた白岩の里（成人部）（長岡市）	1	2	1	1	0
	コロニーにいがた白岩の里（高齢期更正部）（長岡市）	—	1	0	0	0
	コロニーにいがた白岩の里（重複更正部）（長岡市）	—	1	0	0	0
	魚沼更生園（魚沼市）	2	3	2	1	0
	太陽・大地の家（南魚沼市）	1	1	1	0	0
	短期入所事業かわさき（長岡市）	2	3	2	1	1
	守門の里（長岡市）	1	0	0	0	1
	緑風園（新発田市）	—	1	0	0	0
	うらら長岡（長岡市）	—	—	2	0	0
	やまのて（魚沼市）	0	0	1	1	1
療養介護	新潟病院（柏崎市）	6	6	6	6	5
	さいがた病院（上越市）	2	2	2	2	2
	長岡療育園（長岡市）	4	4	4	4	4
生活介護	あけぼの園（長岡市）	2	2	1	2	5
	あんしんケアセンターハーモニー（十日町市）	1	2	2	1	0
	いからしの里（三条市）	1	1	1	1	1
	魚沼更生園（魚沼市）	11	10	10	11	11
	うらら長岡（長岡市）	3	3	4	4	4
	おうみだい（長岡市）	—	1	1	1	1
	桜花園（長岡市）	2	2	2	3	3
	クエスト魚沼（魚沼市）	2	2	2	2	2
	げじょう（十日町市）	1	1	1	1	0
	コロニーにいがた白岩の里（成人部）（長岡市）	3	3	3	3	3
	サンスマイル（長岡市）	2	1	2	2	2
	信楽青年寮 らく（滋賀県）	1	1	1	1	1
	しづみ園（長岡市）	1	1	1	1	1
	デイサービスセンターサンラックおぢや（小千谷市）	8	9	8	7	6
	デイサービスセンターみなみ（小千谷市）	1	4	5	7	6
	桐樹園（長岡市）	1	1	1	1	1
	長岡療育園（長岡市）	3	2	2	2	2
ひかり工房（小千谷市）	—	—	—	—	6	
なないろ（魚沼市）	3	3	1	1	1	
ひかり学園（千葉県）	1	1	1	1	1	

事業種別	事業所名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
生活介護	ひだまり工房（小千谷市）	14	15	14	14	12
	堀之内工芸（魚沼市）	0	2	1	2	2
	マイトーラ（南魚沼市）	1	1	0	3	4
	みのわの里更生園（長岡市）	1	1	1	1	1
	みのわの里療護園（長岡市）	3	3	3	5	5
	リハビリセンター王見台（長岡市）	2	2	2	3	3
	リハビリセンター王見台（療護部）（長岡市）	1	1	0	0	0
	緑風園（新発田市）	—	1	1	1	0
	六花園（魚沼市）	6	7	7	6	6
	やいろの里（魚沼市）	13	12	12	11	10
	ようこそ（長岡市）	3	1	1	1	1
	ゆうあい（長岡市）	—	1	0	1	1
	ワークセンター紫香楽（滋賀県）	1	1	1	1	1
	熊谷（熊谷市）	—	—	—	1	1
施設入所支援	いからしの里（三条市）	1	1	1	1	1
	信楽青年寮（滋賀県）	1	1	1	1	1
	県立障害者リハビリテーションセンター（新潟市）	3	1	0	0	0
	みのわの里更生園（長岡市）	1	1	1	1	1
	みのわの里療護園（長岡市）	3	3	3	5	5
	桐樹園（長岡市）	0	0	0	1	1
	しぶみ園（長岡市）	1	1	1	1	1
	桜花園（長岡市）	2	2	2	3	3
	コロニーにいがた白岩の里（成人部）（長岡市）	3	3	3	3	3
	リハビリセンター王見台（長岡市）	3	2	2	3	3
	リハビリセンター王見台（療護部）（長岡市）	0	0	0	0	0
	あけぼの園（長岡市）	0	0	0	1	2
	魚沼更生園（魚沼市）	11	10	10	11	11
	六花園（魚沼市）	6	7	7	6	6
	やいろの里（魚沼市）	10	9	9	9	9
	マイトーラ（南魚沼市）	1	1	0	3	4
	ひかり学園（千葉県）	1	1	1	1	1
緑風園（新発田市）	—	1	1	1	0	
熊谷（熊谷市）	—	—	—	—	1	

【第3章 障がい児・者の福祉】

事業種別	事業所名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
共同生活援助	共生（小千谷市）	10	9	10	10	9	
	同朋（小千谷市） ※R4.12月 廃止	4	4	—	—	—	
	そよかぜ	つくし（小千谷市）	1	1	1	1	1
		わだホーム（小千谷市）	5	5	5	5	5
		どんぐり（魚沼市）	0	0	0	0	0
		そよかぜ（魚沼市）	1	1	1	1	1
	グループホーム小千谷さくら（小千谷市）	—	—	5	9	10	
	岩塚寮（長岡市）	3	4	4	4	4	
	くるみの家（長岡市）	1	1	1	1	1	
	新潟マック（長岡市） ※R3.3月 廃止	1	1	—	—	—	
	リンク in ひだまり（十日町市）	4	4	4	4	3	
	こごみ荘（十日町市）	3	3	5	5	5	
	若竹（十日町市）	2	3	3	3	4	
	HAPPY（魚沼市）	2	1	1	1	1	
	和楽（滋賀県）	1	1	1	1	1	
	まつぼっくり（十日町市）	1	1	1	1	1	
	ともる（長岡市）	1	1	1	0	0	
	越路ホーム（長岡市）	1	1	1	0	0	
	ちいきてらす新潟中央（新潟市）	—	—	1	1	1	
	ソーシャルインクルーホーム新潟津島屋（新潟市）	—	—	3	2	2	
	ぶどうの森 長岡（長岡市）	—	—	1	1	1	
	上除寮（長岡市）	—	—	—	1	1	
	りんく長岡（長岡市）	—	—	—	1	2	
	ソーシャルインクルーホーム長岡西津町（長岡市）	—	—	—	1	1	
	ソーシャルインクルーホーム新発田本田（新発田市）	—	—	—	1	0	
	グループホーム シンフォニー（長岡市）	—	—	—	—	1	
自立訓練 （機能訓練）	県立障害者リハビリテーションセンター（新潟市）	3	1	0	0	0	
	リハビリセンター王見台（長岡市）	1	0	0	0	0	
自立訓練 （生活訓練）	ワークセンター小千谷さくら（小千谷市）	5	6	4	3	3	
	サンスマイル（長岡市）	1	1	1	0	0	
	うらら長岡（長岡市）	2	3	3	2	1	
	太陽・大地の家（南魚沼市）	1	1	1	0	0	
	エンゼル妻有（十日町）	1	0	2	3	2	
	なないろ（魚沼市）	—	1	1	1	0	
宿泊型 自立訓練	うらら長岡（長岡市）	2	1	2	2	1	
	サンスマイル（長岡市）	1	1	1	0	0	

事業種別	事業所名	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
宿泊型 自立訓練	エンゼル妻有（十日町市）	1	0	2	3	2
就労移行支援	ひかり工房（小千谷市）	8	9	6	6	3
	スリージョブながおか（長岡市） ※R4.4月 工房はくさんから名称変更	1	3	3	4	5
	ワークセンターのっぺ（長岡市）	0	0	0	0	0
	湯之谷工芸（魚沼市）	0	0	0	0	0
	Oneながおか（長岡市）	—	1	0	0	0
	フロンティアリンク新潟キャリアセンター（新潟市）	—	—	1	1	0
	アルファスブライト 長岡教室（長岡市）	—	—	—	—	1
就労継続支援 （A型）	魚沼わさび苑（魚沼市）	0	0	0	0	0
	アルファスブライト第1事業所（長岡市） ※R4.3月 アルファスブライトから名称変更	5	3	2	1	1
	アルファスブライト第2事業所（長岡市）	3	4	4	4	4
	スノーピークウェル（見附市）	1	1	1	0	0
	クリエイターズウェル長岡（長岡市）	1	2	2	2	1
	和島トゥー・ル・モンド（長岡市）	—	—	1	1	1
就労継続支援 （B型）	ひかり工房（小千谷市）	32	31	32	31	26
	ひだまり工房（小千谷市）	11	11	10	10	11
	さつき工房（小千谷市）	28	31	31	31	28
	ワークセンター小千谷さくら（小千谷市）	15	15	15	15	13
	ワークショップ想（小千谷市）	—	—	11	16	18
	工房こしじ（長岡市）	1	1	1	1	1
	工房ますがた（長岡市）	1	1	1	1	1
	ステップセンター三喜（長岡市）	1	1	1	1	1
	わかあゆ社（魚沼市）	1	1	1	1	1
	なないろ（魚沼市）	0	0	0	1	0
	堀之内工芸（魚沼市）	2	2	2	2	2
	ワークセンターあんしん（十日町市）	3	1	5	5	6
	エンゼル妻有（十日町市）	0	0	0	0	0
	工房ぼちぼち（十日町市）	7	7	9	10	8
	ワークセンター紫香楽（滋賀県）	0	0	0	0	0
	しづみの家（十日町市）	1	1	1	1	1
	ワークセンターのっぺ（十日町市）	1	1	2	1	1
	のぞみの家（長岡市）	0	0	1	1	1
	希望の家（長岡市）	0	0	0	1	1
	スマイルセンター三喜（長岡市）	—	—	—	—	1

【第3章 障がい児・者の福祉】

事業種別	事業所名	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
就労定着支援	スリージョブながおか（長岡市） ※R4.4月 工房はくさんから名称変更	2	2	2	2	5
	アルファスブライト第1事業所（長岡市） ※R4.3月 アルファスブライトから名称変更	—	3	2	3	2
地域移行支援	ひかり工房（小千谷市）	0	0	0	1	1
相談支援 （サービス等利用計画）	小千谷市社会福祉協議会 （小千谷市）	87	86	86	88	88
	ひかり工房（小千谷市）	89	98	102	103	102
	小千谷さくら（小千谷市）	73	72	72	73	84
	あおぞら（十日町市）	0	0	1	0	0
	ひかり（千葉県）	1	1	1	1	1
	うろむろ（滋賀県）	2	2	2	2	2
	ちいきてらす相談支援センター（新潟市）	—	—	1	1	1
	相談支援事業所わしま（長岡市）	—	—	1	1	1
	ふくろう生活サポートセンター（深谷市）	—	—	—	—	1
	相談支援センターふかさわ（長岡市）	—	—	—	—	1
児童発達支援	あすなろ（長岡市）	1	1	1	2	1
	コペルプラス（長岡市）	—	1	2	2	2
	長岡療育園通園センター（長岡市）	1	2	0	0	0
	柿が丘学園（長岡市）	1	1	0	0	0
	銀河（長岡市）	0	0	1	1	1
	ユニコーン（長岡市）	—	—	—	1	1
	あすなろキャンバス（長岡市）	—	—	—	1	1
放課後等デイサービス	おぢや童夢（小千谷市）	17	17	14	13	15
	デイサービスセンターサックおぢや（小千谷市）	1	3	3	4	5
	デイサービスセンターみなみ（小千谷市）	1	6	7	7	7
	ひよしの家（小千谷市）	1	1	1	1	2
	ユニコーン（長岡市）	—	5	5	2	2
	ユニコーンこしじ教室（長岡市）	—	—	6	7	7
	げじょう（十日町市）	1	1	1	1	1
	あすなろ（長岡市）	—	—	5	7	8
	あすなろくれよん（長岡市）	—	—	1	1	0
	あすなろキャンバス（長岡市）	—	—	—	1	4
	コペルプラス長岡教室（長岡市）	—	—	—	—	1
保育所等訪問支援	コペルプラス（長岡市）	—	—	—	2	1

第7節 小千谷市障害者支援センター

本市は、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者支援センターを設置しています。

(1) さつき工房

【施設の概要】

事業の種類	就労継続支援B型事業、地域活動支援センター事業		
運営主体	社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会		
所在地	新潟県小千谷市上ノ山1丁目2番15号		
敷地面積	890.81㎡	延床面積	349.35㎡
規模構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て		
電話番号	0258-82-0403	FAX番号	0258-82-0430

【事業の概要】

	開設日・時間	定員
就労継続支援B型	月曜日～金曜日 9:00～16:30	20人
地域活動支援センター	火曜日～土曜日 9:00～16:00	10人

【利用状況】

(各年度3月31日現在/単位:人)

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
就労継続支援B型	29	31	29	27	28

【就労継続支援B型出身地状況】

(令和6年3月31日現在/単位:人)

	小千谷市	長岡市	計
実利用者数	27	1	28

【地域活動支援センター事業(基礎事業)利用状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
開所日数	20	19	22	21	22	21	21	20	20	20	20	21	
利用延人数	108	102	128	112	110	117	119	101	111	123	118	127	
実利用者数	者	21	14	19	18	18	16	18	13	18	20	16	21
	児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第4章

高齢者の福祉

第4章 高齢者の福祉

第1節 高齢者人口と世帯の現況	48
（1）高齢者人口の推移	48
（2）高齢者人口の比較	49
（3）高齢者世帯の状況	50
第2節 在宅福祉サービス等の実施状況	51
（1）在宅支援事業等	51
（2）高齢者福祉推進事業	54
第3節 地域包括支援センター運営事業	55
（1）総合相談支援業務	55
（2）権利擁護業務	55
（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	55
第4節 地域支援事業	56
（1）介護予防・日常生活支援総合事業	56
（2）包括的支援事業・任意事業	58
第5節 老人医療費助成事業	59
（1）助成対象者	59
（2）助成状況	59
第6節 養護老人ホームの措置状況	60
第7節 小千谷市養護老人ホームの状況	60
（1）施設の概要	60
（2）施設の沿革	60
（3）年齢別入所状況	61
（4）在所期間の状況	61
（5）要介護認定の状況	61
第8節 介護保険	61
（1）介護保険のあらまし	61
（2）要介護（要支援）認定審査状況（延べ数）	61
（3）介護サービス利用状況	62
（4）財政状況	62
（5）介護保険料収納状況	63

第1節 高齢者人口と世帯の現況

令和6年4月1日現在の総人口は、32,942人で昨年同期に比べ5,151人減少しました。また、高齢者人口（65歳以上の人口）は、12,014人で45人減少しました。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は上昇傾向が続いており、令和6年4月1日現在、36.5%となっています。

（1）高齢者人口の推移

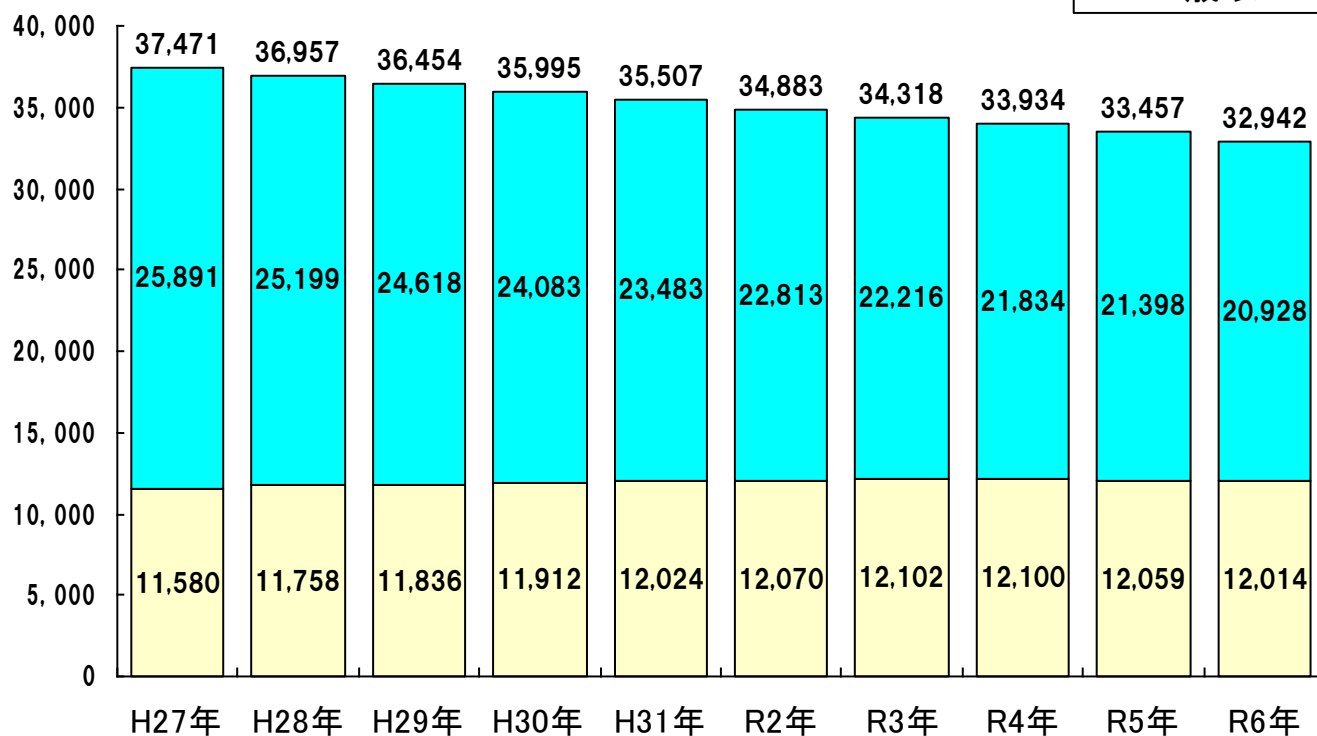
（各年4月1日現在）

年 区分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
総人口 (人)	37,471	36,957	36,454	35,995	35,507	34,883	34,318	33,934	33,457	32,942
65歳 以上(人)	11,580	11,758	11,836	11,912	12,024	12,070	12,102	12,100	12,059	12,014
高齢化率 (%)	30.9	31.8	32.5	33.1	33.9	34.6	35.3	35.7	36.0	36.5

(人)

総人口と高齢者人口の推移

■ 65歳未満
■ 65歳以上



（資料：住民基本台帳人口）

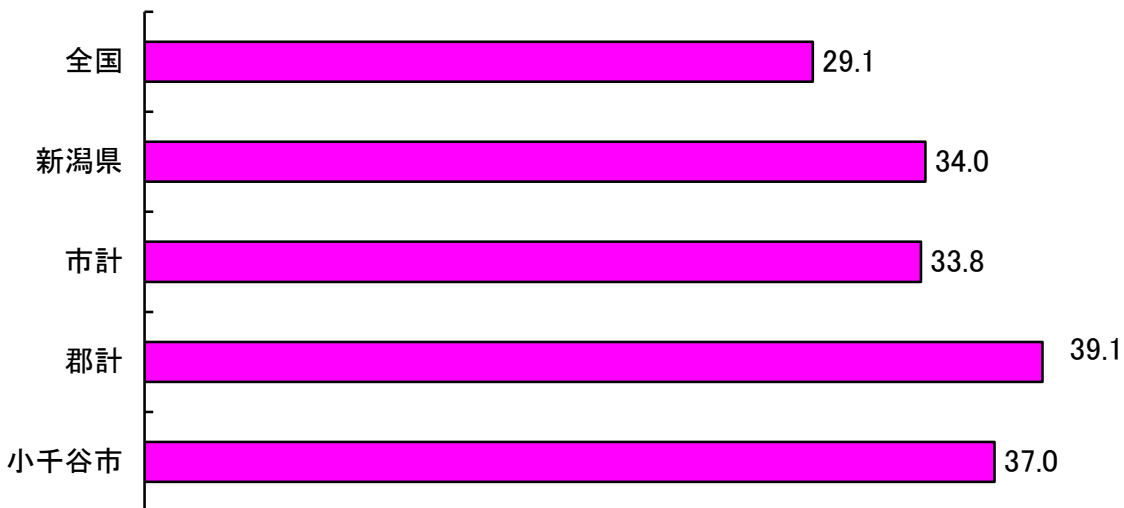
(2) 高齢者人口の比較

(令和5年10月1日現在)

区 別	総人口 (人)	*参考 60歳以上		65歳以上		75歳以上	
		人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
全 国	124,430,000	43,750,000	35.2	36,220,000	29.1	20,080,000	16.1
新 潟 県	2,126,276	850,331	40.5	713,567	34.0	388,167	18.5
市 計	2,056,005	818,068	40.3	686,185	33.8	373,092	18.4
郡 計	70,271	32,263	46.1	27,382	39.1	15,075	21.6
小千谷市	32,700	14,083	43.3	12,035	37.0	6,659	20.5

高齢化率の比較

(%)



資料：全 国…総務省統計局「人口推計月報」（概算値）
新潟県…新潟県総務管理部統計課「新潟県推計人口」

- 注：1) 推計人口とは、国勢調査の人口を基にその後の人口異動等を加除し推計した人口であり、住民基本台帳人口とは一致しない。
2) 全国数値は「概算値」あり、人口の万人単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。
3) 新潟県内の人口比率は、総人口から年齢不詳を除いた人口に占める比率である。

【第4章 高齢者の福祉】

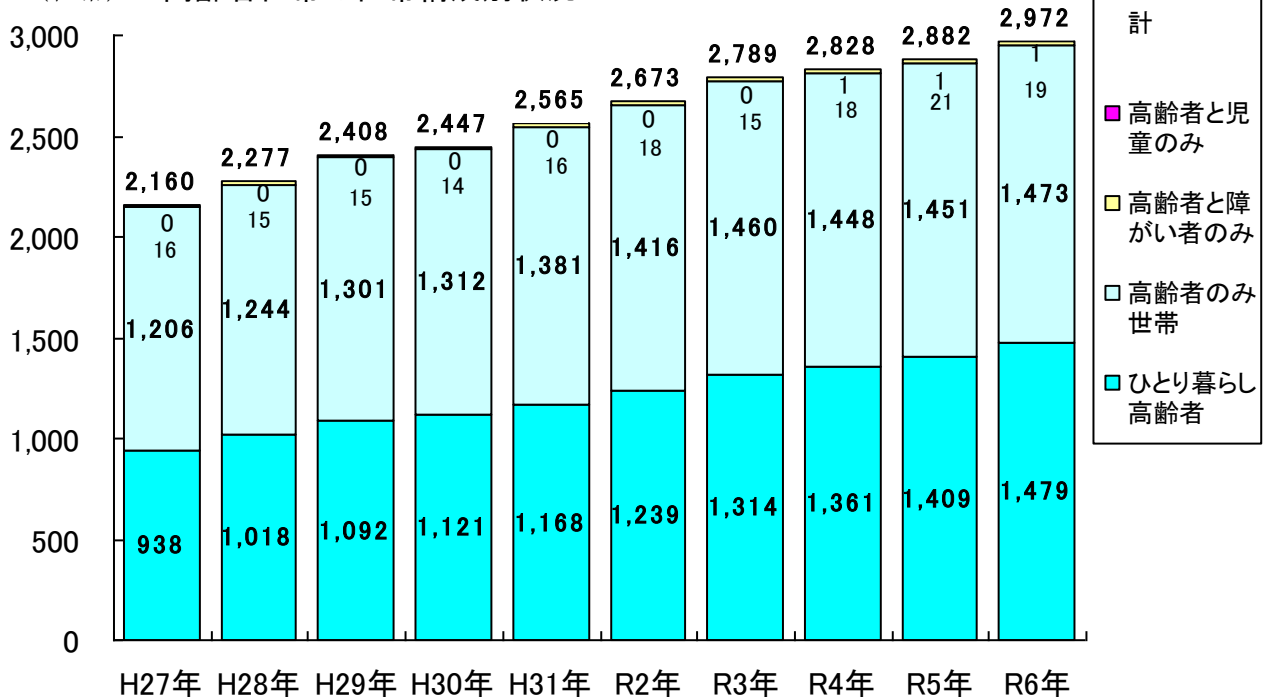
(3) 高齢者世帯の状況

(各年4月1日現在の高齢者現況調査による)

区分 年度	全世帯数 (A)	計		ひとり暮らし世帯		高齢者のみの世帯		高齢者と障がい者のみの世帯		高齢者と児童のみの世帯	
		世帯数 (B)	比率 (B/A)	世帯数 (C)	比率 (C/A)	世帯数 (D)	比率 (D/A)	世帯数 (E)	比率 (E/A)	世帯数 (E)	比率 (E/A)
平成27	12,750	2,160	16.9	938	7.4	1,206	9.5	16	0.13	0	0
平成28	12,743	2,277	17.9	1,018	8.0	1,244	9.8	15	0.12	0	0
平成29	12,723	2,408	18.9	1,092	8.6	1,301	10.2	15	0.12	0	0
平成30	12,744	2,447	19.2	1,121	8.8	1,312	10.3	14	0.11	0	0
平成31	12,706	2,565	20.2	1,168	9.2	1,381	10.9	16	0.13	0	0
令和2	12,701	2,673	21.0	1,239	9.8	1,416	11.1	18	0.14	0	0
令和3	12,635	2,789	22.1	1,314	10.4	1,460	11.6	15	0.12	0	0
令和4	12,740	2,828	22.2	1,361	10.7	1,448	11.4	18	0.14	1	0.01
令和5	12,899	2,882	22.3	1,409	10.9	1,451	11.3	21	0.16	1	0.01
令和6	12,991	2,972	22.9	1,479	11.4	1,473	11.3	19	0.15	1	0.01

- * 高齢者のみの世帯とは … 65歳以上の者のみで構成される世帯をいう。
- * 高齢者と児童のみの世帯とは … 65歳以上の者と15歳未満の児童のみで構成される世帯をいう。
- * 令和2年度は感染症拡大防止のため、6月1日現在にて調査を実施。

(世帯) 高齢者世帯の世帯構成別状況



第2節 在宅福祉サービス等の実施状況

(1) 在宅支援事業等

(ア) 在宅生活支援事業

① 除雪援助事業

労力的にも経済的にも、自力での除雪が困難な高齢者世帯等に対して、冬期間の生活の安全確保と自立した生活の支援を行うため、除雪経費の一部を援助しています。対象世帯に助成金相当の「雪おろしサービス券」を交付し、除雪経費の一部を市が負担します。

【 除雪援助事業の利用状況 】

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
対象世帯数（世帯）	298	340	352	387	372
実施世帯数（世帯）	6	303	322	329	44

② 通院等支援サービス事業

介護保険の認定を受け、一般の交通機関を利用しての外出が困難な市民税非課税の方を対象に、在宅福祉サービス提供施設への通所又は医療機関への通院時にタクシーを利用した場合に運賃を一部負担しています。

また、自宅から市役所までの距離に応じ交付枚数が加算され、要介護1から2までは500円分の24～36枚綴り、要介護3から5までは500円分の48～60枚綴りの外出支援サービス利用券が交付されます。

【 外出支援サービスの利用状況 】

区分 \ 年度	令和元		令和2		令和3		令和4		令和5	
	要介護1～2	要介護3～5	要介護1～2	要介護3～5	要介護1～2	要介護3～5	要介護1～2	要介護3～5	要介護1～2	要介護3～5
対象者数（人）	161	181	128	159	161	181	128	159	163	167
利用延回数（回）	1,260	1,490	854	1,023	1,260	1,490	854	1,023	971	962
使用率（%）	61.02	46.59	62.61	44.34	61.02	46.59	62.61	44.34	59.82	46.44

③ 生活管理指導短期宿泊サービス事業

65歳以上の介護保険の認定に該当しない高齢者で日常生活に不安のある方を、短期間の施設入所により、基本的な生活習慣を習得させ家庭復帰を図っています。1回当たり7日以内で年間2回まで利用できます。平成23年度以降、利用者はいません。

④ 福祉電話の設置

電話を持たないおおむね65歳以上で所得税非課税のひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、電話を設置しています。令和6年3月31日現在、設置者はいません。

【第4章 高齢者の福祉】

⑤ 見守り相談装置の貸与

常時見守りが必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、24時間対応の見守り相談装置を貸与しています。電話回線に機器を取り付け、市の委託業者が24時間体制で緊急時の対応を行います。

市民税非課税世帯は利用料が無料、市民税課税世帯は利用料の自己負担があります。

【見守り相談装置の貸与状況】

区分	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末貸与台数（台）		115	115	106	109	112

⑥ 火災警報器の給付

おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等の世帯に、火災警報器を給付しています。見守り相談装置に火災センサーも設置されていることから、平成22年度以降、火災警報器の給付はありません。

⑦ 高齢者住宅整備費補助金交付事業

高齢者の専用居室を増築又は改築して高齢者の住居環境を改善するための費用の助成を行っています。

【補助条件】

対象者	おおむね65歳以上の介護保険の認定を受けた高齢者で、世帯の前年の総収入が600万円未満の者								
対象経費	①居宅又は廊下等の改造 ②便所の改造 ③浴室の改造 ④玄関の改造 ⑤段差解消機又は階段昇降機の設置 ⑥ホームエレベーターの設置								
補助基準額	300千円（ただし、対象経費が300千円を下回った場合は、その金額）								
補助金額	補助基準額に下記の世帯区分に応じた補助率をかけた額 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>世帯区分</td> <td>・ 補助率</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>・ 10/10</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>・ 3/4</td> </tr> <tr> <td>その他の世帯</td> <td>・ 1/2</td> </tr> </table>	世帯区分	・ 補助率	生活保護世帯	・ 10/10	所得税非課税世帯	・ 3/4	その他の世帯	・ 1/2
世帯区分	・ 補助率								
生活保護世帯	・ 10/10								
所得税非課税世帯	・ 3/4								
その他の世帯	・ 1/2								

【補助状況】

年度	区分	件数	対象経費（円）	補助基準額（円）	補助金交付額（円）
令和元		5	3,644,832	1,007,580	640,000
令和2		7	3,112,660	1,831,060	1,192,000
令和3		2	1,156,960	528,010	378,000
令和4		4	1,956,832	865,582	573,000
令和5		4	922,800	692,100	692,000

(イ) 生きがい活動支援通所事業

高齢者の定期的な通いの場として、身近な集会所を会場に、介護予防の啓発や生きがい対策につながる内容で開催しています。

【 生きがい活動支援事業の実施状況 】

年度\区分	実施団体数	会場数	年度末登録者数	利用延日数	利用延人員
令和 元	10団体	27ヶ所	946人	1,600日	19,443人
令和 2	10団体	27ヶ所	937人	1,370日	15,542人
令和 3	10団体	27ヶ所	830人	1,459日	17,318人
令和 4	10団体	28ヶ所	798人	1,488日	17,919人
令和 5	10団体	26ヶ所	772人	1,548日	18,485人

*令和元年度…2～3月は感染症拡大防止のため縮小や休止

*令和2年度…4～5月は感染症拡大防止のため休止

*令和3年度…8月及び1～3月は感染症拡大防止のため一部休止

*令和4年度…7～9月は感染症拡大防止のため一部休止

(ウ) 家族介護支援事業

① 家族介護用品支給事業

要介護3以上に認定され、市民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している方に対し、介護衛生用品を購入できる1,000円券36枚綴の給付券を交付しています。

【 家族介護用品支給事業の利用状況 】

区分\年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
対象者数(人)	60	64	64	63	63

② 介護手当の支給

要介護3以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している方に、月額8,000円支給しています。

【 介護手当の支給状況 】

年度\区分	受給者数(人)	支給月数(月)	支給総額(千円)
令和 元	454	2,732	21,856
令和 2	398	2,603	20,824
令和 3	321	2,475	19,800
令和 4	340	2,423	19,384
令和 5	372	2,469	19,752

【第4章 高齢者の福祉】

(2) 高齢者福祉推進事業

① 老人クラブへの補助金の交付

老人クラブの活動を促進するため、補助金を交付しています。

【 老人クラブ実施状況 】

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
クラブ数	74	72	71	69	65
会員数(人)	3,814	3,588	3,394	3,237	3,045

② 敬老会補助金の交付

高齢者の生きがいづくり、高齢者を敬う地域社会を醸成するため、町内会等で開催される敬老会に対し、令和5年度からは75歳以上の高齢者1人につき式典の開催の場合は2,000円、祝い品のみ贈呈の場合は1,500円の補助金を交付しています。

【 敬老会開催状況 】

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催会場数	65	64	65	66	66
対象者数(人)	6,605	6,470	6,448	6,795	6,994

③ 長寿者に対する祝い

長年、地域・社会に貢献してこられた労をねぎらい、長寿をお祝いするため、100歳(百寿)及び88歳(米寿)の方を対象に祝い品を贈呈しています。

【 祝い該当者の状況 】

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
100歳(人)	29	24	22	27	18
88歳(人)	235	277	268	255	318

④ 難聴者補聴器購入費助成事業

聴力低下者のコミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症やうつ病の発症リスクを低減させるために、補聴器の購入に要する費用を助成しています。

- ・生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属するもの：購入費の額(助成上限額50,000円)
- ・市民税課税世帯に属するもの：購入費の額×1/2(助成上限額30,000円)

【 助成状況 】

※令和4年4月1日から実施

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
生活保護世帯又は市民税非課税世帯(人)	—	—	—	20	20
市民税課税世帯(人)	—	—	—	50	63

⑤ 老人憩の家設置、運営

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション提供の場として、市内に1ヶ所設置しています。趣味の会等の定期的な利用のほか、生きがい活動支援通所事業や高齢者学級等の会場として活用しています。

- ・老人憩の家 白寿荘(小千谷市旭町13番8号 電話:82-8510)

第3節 地域包括支援センター運営事業（平成25年度から小千谷市社会福祉協議会へ委託）

(1) 総合相談支援業務

年 度	件 数 (件)	実人数 (人)
令和 元	1,414	559
令和 2	1,896	550
令和 3	1,930	617
令和 4	2,624	670
令和 5	2,811	751

(2) 権利擁護業務

年 度	虐待相談 (延件数)	虐待認定者 (人)	権利擁護相談 (延件数)
令和 元	143	7	86
令和 2	96	0	206
令和 3	134	5	157
令和 4	114	7	369
令和 5	148	9	316

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(ア) 介護支援専門員支援

年 度	ケース検討・相談 (件)	保険者協議 (件)	研修企画等 (回)
令和 元	57	27	10
令和 2	32	10	10
令和 3	46	11	8
令和 4	48	6	7
令和 5	57	9	9

(イ) 地域包括ケア会議

年 度	地域包括ケア会議 (回)	地域ケア会議 (回)
令和 元	6	4
令和 2	6	1
令和 3	5	1
令和 4	6	0
令和 5	6	2

(ウ) 関係機関連携

単位:件

年 度	民生委員・町内会等	医療機関	施 設	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	サ ー ビ ス 事 業 所	職 能 関 係	そ の 他	合 計
令和 元	3	25	0	3	3	21	109	164
令和 2	12	7	6	18	5	6	118	172
令和 3	10	7	5	15	1	8	200	246
令和 4	7	13	0	4	2	5	180	211
令和 5	1	18	2	1	2	9	164	197

第4節 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス】

事業名	事業概要	年度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
現行相当サービス	介護保険事業所による訪問型サービス	延332件	延334件	延407件	延386件	延307件
サービスA	緩和した基準による訪問型サービス(介護保険事業所)	延203件	延186件	延182件	延162件	延151件
	緩和した基準による訪問型サービス(民間事業所)	延85件	延27件	0件	0件	0件
サービスC 訪問型介護予防事業	認知症、うつ、閉じこもり等の方に専門職による定期訪問の実施	実4人 延38人	実3人 延31人	実3人 延24人	実4人 延31人	実4人 延20人

【通所型サービス】

事業名	事業概要	年度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
現行相当サービス	介護保険事業所による通所型サービス	延996件	延899件	延870件	延862件	延1,150件
サービスA	緩和した基準による通所型サービス	延182件	延194件	延196件	延107件	延104件
サービスB	生きがい対応型デイサービス(デイホーム)	実18人 延468人	実13人 延257人	実14人 延328人	実16人 延366人	実15人 延460人
サービスC 運動器の機能向上事業	理学療法士の指導と機器を利用した筋力向上の運動教室	6コース 延66回 実54人 延534人	4コース 延44回 実34人 延351人	5コース 延37回 実32人 延241人	4コース 延44回 実26人 延240人	5コース 延55回 実32人 延318人
	プールを活用した運動教室	2コース 延22回 実15人 延145人	2コース 延22回 実11人 延103人	中止 (施設休館期間あり)	2コース 延22回 実7人 延60人	2コース 延22回 実7人 延56人
サービスC 口腔機能向上事業	口腔ケアの習慣化、咀嚼力、嚥下力の向上教室	<集団> 2コース 延6回 実29人 延71人 <個別> 実5人 延12人	<集団> 2コース 延6回 実10人 延22人 <個別> 実1人 延2人	<集団> 2コース 延5回 実6人 延13人 <個別> 実2人 延6人	<集団> 2コース 延6回 実7人 延17人 <個別> 実0人 延0人	<集団> 2コース 延6回 実18人 延47人 <個別> 実2人 延6人

(イ) 一般介護予防事業

事業名	事業概要	年 度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護予防把握事業	生活機能調査票による事業対象候補の把握	1,054人	367人 (*1)	382人 (*1)	334人 (*1)	370人 (*1)
介護予防普及啓発事業	口腔ケア教室	23回 延330人	13回 延213人	19回 延240人	16回 延239人	19回 延291人
	栄養改善教室	18回 延296人	21回 延283人	19回 延215人	22回 延318人	21回 延326人
	介護予防体操実践講座	69回 延1,330人	72回 延1,058人	53回 延755人	58回 延824人	64回 延1,035人
	転倒予防講座	33回 延557人	8回 延154人	7回 延165人	11回 延248人	19回 延345人
	認知症予防講座	21回 延291人	22回 延291人	30回 延320人	22回 延286人	13回 延174人
	フレイル予防講座	31回 延686人	24回 延240人	23回 延278人	23回 延326人	14回 延219人
介護予防相談会	看護師による健康相談、筋力スコア測定	44回 延380人	43回 延407人	36回 延328人	40回 延360人	42回 延323人
フレイル予防事業	健康教育と介護予防相談	**	**	**	**	延10回 延116人
認知症予防と介護の市民講座	認知症の啓発のための講演会	1回 186人	中止 (*2)	中止 (*2)	1回 136人	1回 107人
認知症高齢者見守り隊講座	傾聴ボランティアの育成	3回 実44人 延81人	中止 (*2)	2回 実40人 延56人	3回 実23人 延40人	3回 実22人 延43人
もの忘れ心配相談室(*お年寄りの心の相談会)	認知症地域支援推進員による月1回の相談	*3回 5人	6回 9人	14回 18人	11回 14人	8回 10人
地域介護予防活動支援事業	デイホーム等関係者等の研修	1回 138人	4回 85人 (*3)	4回 64人	4回 67人	5回 99人
地域リハビリテーション活動支援事業	創作活動実践講座	9回 延125人	2回 延9人 (*4)	中止 (*2)	中止 (*2)	9回 延145人
	転倒予防実践講座	**	中止 (*4)	中止 (*2)	中止 (*2)	3回 延32人

- (*1) 生活機能が低下した該当者を総合事業や介護予防事業へつなげるため、75歳から84歳の要支援・要介護認定を受けていない人で、市の検診の未申込者に実施
- (*2) 感染症拡大防止のため中止
- (*3) 住民主体の介護予防活動育成・支援のため、「新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じたデイホーム活動のあり方」、「デイホーム食事提供学習会」等を実施
- (*4) 感染症拡大防止のため、作業療法士による「創作活動実践講座」は8回中止、理学療法士による「転倒予防実践講座」は26回全て中止

【第4章 高齢者の福祉】

(2) 包括的支援事業・任意事業

(ア) 認知症施策

事業名	事業概要	年 度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
認知症対策推進 検討会議	実態共有と課題・対策の 検討及び推進	2回	2回	2回	2回	2回
認知症徘徊模擬 訓練	認知症への理解と支援 体制の整備	76人	中止 (*5)	74人	54人	63人
認知症ガイド (ケアパス) 配布	認知症支援ガイドの作 成と活用	2,200 部	2,200 部	2,200 部	2,300 部	2,400 部
認知症初期集中 支援	認知症サポート医等専門 職チームがとなり、認知症 の早期介入・支援	1回	1回	2回	1回	2回
認知症カフェ	本人、家族、地域、専門 職等のつながりを支援	40回 453人	10回 69人 (*6)	10回 96人 (*7)	22回 149人	40回 403人
認知症見守り事 業 (年度末人数)	認知症による徘徊の早期 発見・保護のための事前登 録制度と見守りステッカー の交付	**	**	登録14人 交付14人	登録22人 交付22人	登録24人 交付24人

(*5) 感染症拡大防止のため中止

(*6) 感染症拡大防止のため、3か所は休止

(*7) 感染症拡大防止のため、1か所は休止

(イ) 在宅医療・介護連携

事業名	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
在宅医療介護連携協議会		2回	2回	2回	2回	2回
多職種連携研修会		97人	Web研修 9か所	Web研修 64人	Web研修 75人	Web研修 61人
市民への啓発講演会		1回 133人	中止 (*8)	中止 (*8)	中止 (*8)	1回 133人
在宅医療・介護連携相談支援		26件	20件	23件	22件	16件
入退院支援勉強会		**	**	Web研修 106人	Web研修 108人	中止

(*8) 感染症拡大防止のため中止

(ウ) 生活支援サービスの体制整備

区分	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
第1層生活支援協議体 (箇所)		1	1	1	1	1
第2層生活支援協議体 (箇所)		5	6	6	5	5
第1層生活支援コーディネーター (人数)		1人	1人	1人	1人	1人
第2層生活支援コーディネーター (人数)		9人	9人	9人	10人	10人

主な活動

- ・生活支援コーディネーターとの事務局会議、情報交換会の開催
- ・第1層生活支援協議体会議の開催
- ・町内会等との情報交換会への出席
- ・地域における支え合いマップ ～生活支援編～ の活用促進
- ・町内会等各種団体への普及啓発
- ・各地域の月報、広報紙による普及啓発
- ・地域課題に向けた取り組み

(エ) 介護予防のための地域ケア個別会議 年6回

事例検討を通して、介護保険サービスに関わる関係者が、多職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）の専門領域の助言により、ケアマネジメントの視点やサービス提供に対する知識等を習得し、地域課題の発見や解決策の検討につなげます。

(オ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる認知機能の低下がある方に対し、市長が審判請求の支援をすることや、申立費用の助成、後見人等の報酬等必要経費の全部又は一部を補助します。

【 支援の種類別実施状況 】

種別		年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
市長による審判請求申立			0件	3件	2件	1件	2件
申立費用の助成	件数		0件	0件	0件	0件	0件
	助成額		—	—	—	—	—
後見人等に対する報酬の助成	件数		1件	2件	2件	2件	3件
	助成額		216,000円	288,000円	432,000円	288,000円	486,000円

第5節 老人医療費助成事業

市内に住所を有する65歳から69歳までの方に対して、医療費の自己負担額を助成しています。

(1) 助成対象者

- 1 常時ひとり暮らしの方
- 2 常時ねたきり状態の方

※合計所得金額が135万円を超える方は除く

(2) 助成状況

(令和5年度)

区分 種別	受給資格者(人)				医療費支給		備考
	前年度末	本年度		年度末	(延)件数(件)	金額(円)	
		認定	取消				
国民健康保険	11	3	5	9	160	244,092	現物給付分
被用者保険	0	0	0	0	0	0	現物給付分
償還	—	—	—	—	10	57,132	償還分
計	11	3	5	9	170	301,224	

第6節 養護老人ホームの措置状況

(各年3月31日現在/単位:人)

区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
小千谷市養護老人ホーム	44	41	40	39	39
胎内やすらぎの家	2	2	2	2	1
計	46	43	42	41	40

施設種別	入所要件
養護老人ホーム	65歳以上の高齢者であって、身体が衰えている、家庭の事情などにより居宅において生活することが困難な方が入所できます。ただし、ねたきりの方は入所できません。 なお、入所は収入の少ない方(市民税所得割非課税)に限られます。

第7節 小千谷市養護老人ホームの状況

(1) 施設の概要

- ・入所定員 50人
- ・敷地面積 2,362.24㎡
- ・鉄筋コンクリート2階建
- ・建物延べ面積 1,651.10㎡
- ・職員

(令和6年3月31日現在/単位:人)

園長	生活相談員 (内臨時職員)	事務員 (臨時職員)	看護師 (臨時職員)	栄養士	支援員 (内パート)	管理員 (パート)	宿直介護補助員 (パート)	嘱託医師	合計
1	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1	11 (2) (5)	1 (1)	4 (4)	1	23

(2) 施設の沿革

- ・昭和13年12月25日 小千谷町255番地(稲荷町)にて、小千谷教護院として創設。
- ・昭和24年8月10日 小千谷町大字蕨生甲1219番地(山寺)に移転し、定員30人で、町立小千谷養老院として再出発。
- ・昭和25年9月1日 1棟増設し定員45名となる。
- ・昭和32年5月1日 定員50名となる。
- ・昭和35年5月31日 市内小栗田2727番地1に移転する。
- ・昭和38年8月1日 老人福祉法制定により市立小千谷養護老人ホームと改称。
- ・昭和57年4月20日 隣接の大字小栗田2732番地6に移転(現住所)。
- ・昭和60年7月1日 小千谷市養護老人ホームと改称(現名称)。
- ・平成16年4月1日 小千谷北魚沼福祉会が指定管理者制度に基づき管理運営。
- ・平成18年10月1日 介護保険の外部サービス利用型特定施設入所者生活介護事業所の指定を受ける。

(3) 年齢別入所状況

(令和6年3月31日現在/単位:人)

性別	年齢別(歳)									計	平均年齢(歳)
	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100以上		
男	0	2	3	2	2	1	1	0	0	11	76.86
女	0	1	8	3	5	4	4	2	1	28	82.46
計	0	3	11	5	7	5	5	2	1	39	80.89

最高年齢 男 93歳8ヶ月 女 101歳0ヶ月

(4) 在所期間の状況

(令和6年3月31日現在/単位:人)

性別	期間			計	平均
	0～5年未満	5～11年未満	11年以上		
男	7	3	1	11	4年9ヶ月
女	17	6	5	28	5年9ヶ月
計	24	9	6	39	5年5ヶ月

(5) 要介護認定の状況

(令和6年3月31日現在/単位:人)

性別	介護度	要支援1～2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
		男	0	0	0	1	1	
女	1	2	2	3	3	0	11	
計	1	2	2	4	4	0	13	

第8節 介護保険

(1) 介護保険のあらまし

少子高齢化が進み高齢者の介護について、社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月1日にスタートしました。

第1号被保険者、介護保険サービス利用者等年々増加しており、介護保険に対する期待が大きくなっています。

(2) 要介護(要支援)認定審査状況(延べ数)

(令和5年度/単位:件)

申請件数	審査件数	審査結果							
		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1,795	1,795	13	174	162	309	302	308	298	229

【第4章 高齢者の福祉】

(3) 介護サービス利用状況 (令和5年3月サービス～令和6年2月サービス)

①居宅サービス

(単位：人、千円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
サービス利用者	453	1,324	2,817	3,195	2,390	1,063	620	11,862
費用額	9,432	28,810	209,348	299,870	317,778	187,309	129,613	1,182,160

②地域密着型サービス

(単位：人、千円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
サービス利用者	0	54	745	1,043	1,497	960	651	4,950
費用額	0	5,660	77,350	153,545	352,544	281,154	211,890	1,082,143

③施設サービス

(単位：人、千円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
サービス利用者	0	0	76	153	958	1,437	1,405	4,029
費用額	0	0	20,293	42,881	264,229	434,039	456,524	1,217,966

(4) 財政状況

(令和5年度)

【歳入】

【歳出】

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	区 分	予算現額	決算額
①保険料	784,790	787,339	①総務費	86,450	73,278
②使用料及び手数料	84	67	②保険給付費	3,697,402	3,323,390
③国庫支出金	945,246	908,960	③地域支援事業費	143,825	122,381
④支払基金交付金	1,018,357	907,360	④保健福祉事業費	2,304	159
⑤県支出金	557,336	555,654	⑤基金積立金	107,572	107,459
⑥財産収入	148	36	⑥諸支出金	194,289	193,284
⑦繰入金	603,273	541,112			
⑧繰越金	322,066	322,066			
⑨諸収入	542	161			
合 計	4,231,842	4,022,755	合 計	4,231,842	3,819,951

(5) 介護保険料収納状況

(令和5年度賦課分)

第1号被保険者

徴収区分	対象者数(人)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
特別徴収	11,727	740,129,500	740,694,900	100.08
普通徴収	804	46,308,300	45,495,800	98.25
合計	12,531	786,437,800	786,190,700	99.97

第5章

生活保護・生活困窮者への支援

第5章 生活保護・生活困窮者への支援

第1節 生活保護制度	66
（1）制度の概要	66
（2）被保護世帯、人員及び保護率	66
（3）種類別の被保護人員の状況	67
（4）年齢階層別構成	67
（5）被保護世帯の世帯類型別構成	67
（6）被保護世帯の業態別構成	68
（7）保護の開始及び廃止	68
（8）保護開始の要因及び保護廃止の理由	69
（9）生活保護費	69
（10）生活保護受給者等就労自立促進事業の状況	70
第2節 生活困窮者への支援	71
（1）生活困窮者自立支援制度	71
（2）生活困窮者自立相談支援事業	71
（3）就労準備支援事業	71
（4）家計改善支援事業	71
（5）子どもの学習・生活支援事業	72
（6）フードバンク活動の利用状況	72

第1節 生活保護制度

(1) 制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮する国民に対して、国の責任において、最低限度の生活を保障し、自立の助長を図ることを目的とした制度です。

生活保護は、その内容によって、次の8種類に分けられます。

- ① 生活扶助
- ② 住宅扶助
- ③ 教育扶助
- ④ 医療扶助
- ⑤ 出産扶助
- ⑥ 生業扶助
- ⑦ 葬祭扶助
- ⑧ 介護扶助

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

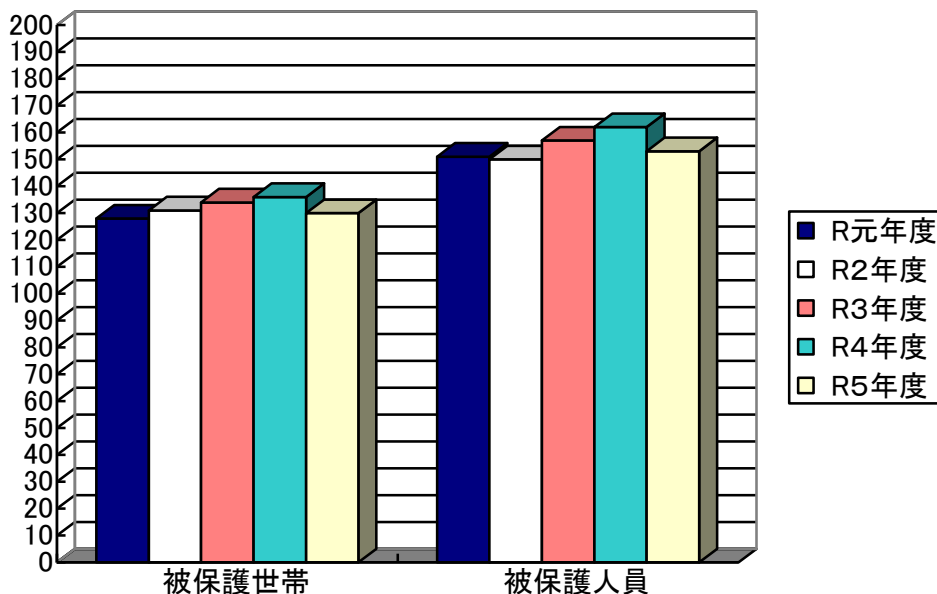
令和5年度末（令和6年3月分）として厚生労働省へ報告した被保護世帯数は130世帯、被保護人員は153人で、総人口に占める被保護人員（保護率）は、4.64‰（パーミル）となっています。

【被保護世帯、人員及び保護率の推移】

年 度	人 口	被 保 護 世 帯	被 保 護 人 員	保 護 率
令和元	34,883	128世帯	151人	4.32‰
令和2年	34,318	131世帯	150人	4.37‰
令和3年	33,934	134世帯	157人	4.63‰
令和4年	33,457	136世帯	162人	4.84‰
令和5年	32,942	130世帯	153人	4.64‰

資料：福祉行政報告例（3月分）

被保護世帯・人員の推移



(3) 種類別の被保護人員の状況

令和5年度の種類の被保護人員は前年度に比較して、減少傾向となっています。

【種類別の被保護人員の状況（年間月平均）】

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
生活扶助	132	34.5	135	35.5	137	35.7	144	34.6	133	33.5
住宅扶助	112	29.3	117	30.8	119	30.9	126	30.3	121	30.5
教育扶助	1	0.3	2	0.5	2	0.5	5	1.2	5	1.3
医療扶助	121	31.7	110	29.0	111	28.8	120	28.8	117	29.5
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助	3	0.8	2	0.5	2	0.5	2	0.5	1	0.2
葬祭扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護扶助	13	3.4	14	3.7	14	3.6	19	4.6	20	5.0

(注) 1 人員は、各年度の月平均である。
2 構成割合は、各扶助延べ人員に対する割合である。

(4) 年齢階層別構成

次の表は、毎年7月1日現在の各年度の年齢別構成表です。

【年齢別人員の推移】

(単位：人)

年齢	0～5歳	6～14歳	15～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
令和元	1	2	4	9	38	18	20	52	144
令和2	1	2	4	10	50	11	20	49	147
令和3	0	2	3	8	56	15	18	48	150
令和4	2	5	3	11	56	15	15	54	161
令和5	2	5	2	12	50	12	13	54	150

資料：福祉行政報告例（令和5年6月分）

(5) 被保護世帯の世帯類型別構成

被保護世帯は、令和5年度は130世帯と、前年度から減少しました。世帯類型ごとの世帯数は、傷病障がい世帯が減少、その他世帯が増加しました。

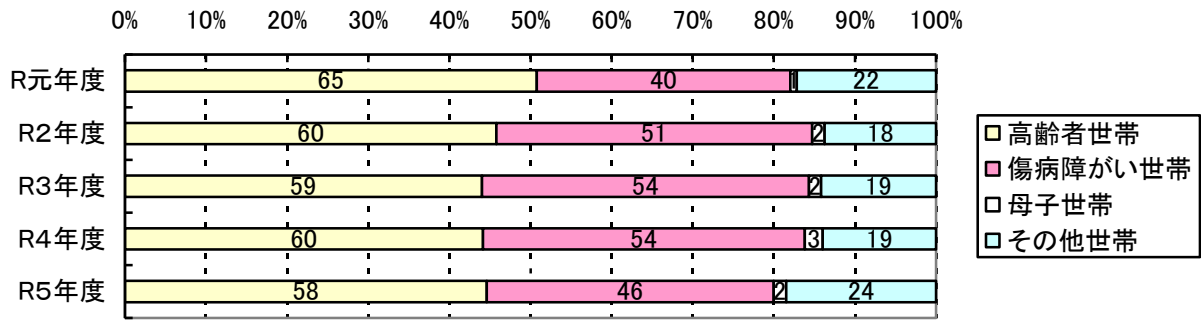
【世帯類型別構成の推移】

(単位：世帯)

世帯類型	単身世帯			2人以上の世帯				計	停止中世帯	合計
	高齢者世帯	傷病障がい者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	傷病障がい者世帯	母子世帯	その他の世帯			
令和元	59	34	17	6	6	1	5	128	0	128
令和2	56	46	14	4	5	2	4	131	2	133
令和3	55	48	15	4	6	2	4	134	1	135
令和4	56	48	14	4	6	3	5	136	1	137
令和5	55	39	19	3	7	2	5	130	0	130

資料：福祉行政報告例（令和6年3月分）

【第5章 生活保護・生活困窮者への支援】



(6) 被保護世帯の業態別構成

被保護世帯のうち、令和5年度は世帯主が働いている世帯は21世帯となっています。

【被保護世帯の業態別構成の推移】

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯主が働いていないが、世帯員が働いている世帯	働いている者がいない世帯	合 計
	常用者	日雇者	内職者	その他の就業			
令和 元	7	1	7	2	2	109	128世帯
	5.5%	0.8%	5.5%	1.5%	1.5%	85.2%	100%
令和 2	9	0	13	1	3	105	131世帯
	6.9%	0%	9.9%	0.8%	2.3%	80.1%	100%
令和 3	10	0	12	1	3	108	134世帯
	7.5%	0%	9.0%	0.7%	2.2%	80.6%	100%
令和 4	8	0	14	0	4	110	136世帯
	5.9%	0%	10.3%	0%	2.9%	80.9%	100%
令和 5	6	1	14	0	1	108	130世帯
	4.6%	0.8%	10.8%	0%	0.8%	83.0%	100%

資料：福祉行政報告例（令和6年3月分）

(7) 保護の開始及び廃止

令和5年度において保護を開始した世帯は16世帯、人員21人で、保護を廃止した世帯は22世帯、人員26人となっています。

【生活保護の年度別推移】

年 度	申請件数	開 始		廃 止	
	実 数	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員
令和 元	30	23	29	22	26
令和 2	23	17	18	12	14
令和 3	24	15	18	13	14
令和 4	26	18	21	17	17
令和 5	19	16	21	22	26

資料：福祉行政報告例

(8) 保護開始の要因及び保護廃止の理由

保護の開始を理由別にみると、令和5年度は世帯主の傷病や年金、仕送り、手持金等の減少を起因としたものが目立っています。

【 保護開始要因 】

(単位：件)

開始 要因 年度	世帯主の 傷病のみ	世帯主の 傷病と他 の理由を 伴うもの	世帯員の 傷病のみ	世帯員の 傷病と他 の理由を 伴うもの	稼働者の 死亡、離 別、不在	稼働収入 の減少	年金、 仕送り、 手持金等 の減少	その他	合 計
令和 元	8	0	0	0	0	6	4	4	22
令和 2	3	0	0	0	0	7	5	2	17
令和 3	1	0	0	0	0	2	9	3	15
令和 4	2	0	0	0	0	6	5	3	16
令和 5	5	0	0	0	1	4	6	0	16

資料：福祉行政報告例

【 保護廃止理由 】

(単位：件)

年 度	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	世帯主の 収入増加	世帯員の 収入増加	年金、 仕送り等 の増加	死亡、 行方不明	転 出 入 所	その他	合 計
令和 元	0	0	1	0	5	4	3	9	22
令和 2	0	0	2	0	2	2	2	4	12
令和 3	0	0	4	0	1	5	1	2	13
令和 4	0	0	3	0	1	9	1	3	17
令和 5	0	0	3	0	3	5	4	7	22

資料：福祉行政報告例

(9) 生活保護費

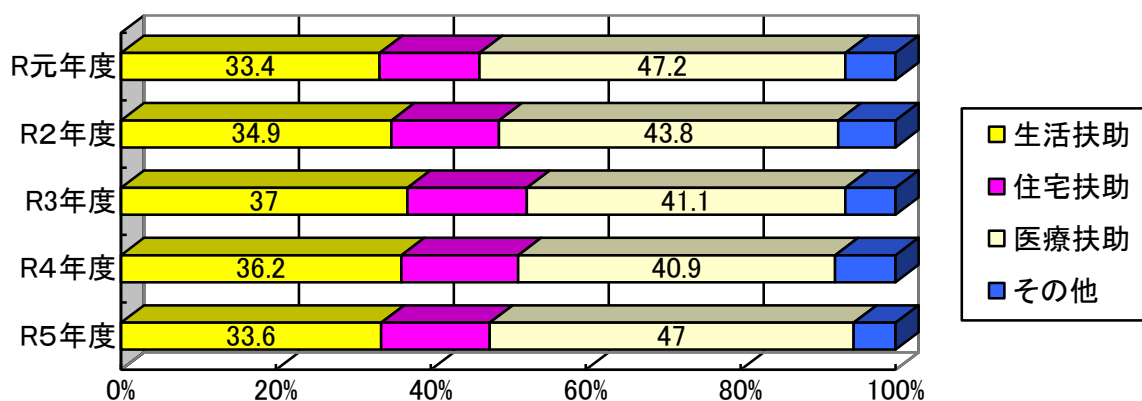
令和5年度の生活保護費の総額は、189,283千円で、このうち医療扶助が47.0%を占め、生活扶助33.6%を合わせると80.6%となっています。

【 生活保護費の種類別構成の推移 】

(単位：千円)

年度	保 護 費								保護施設事務費 及び委託事務費	就労自立 給付金	進学準備 給付金	合 計
	生活	住宅	教育	医療	出産	生業	葬祭	介護				
令和元	61,796	23,845	97	87,541	0	418	326	2,286	8,813	0	100	185,222
令和 2	64,694	25,781	190	81,308	0	300	183	4,625	8,440	40	0	185,561
令和 3	63,360	26,438	174	70,498	454	249	0	1,389	8,857	32	0	171,451
令和 4	64,970	26,965	655	73,413	128	585	544	1,688	10,378	79	0	179,405
令和 5	63,648	26,569	671	88,943	0	81	141	2,030	7,005	195	0	189,283

資料：国庫負担金に係る実績報告



【生活保護の種類別構成割合の推移】

(単位：%)

年度	生活扶助	住宅扶助	医療扶助	その他
令和元	33.4	12.9	47.2	6.5
令和2	34.9	13.9	43.8	7.4
令和3	37.0	15.4	41.1	6.5
令和4	36.2	15.1	40.9	7.8
令和5	33.6	14.0	47.0	5.4

(10) 生活保護受給者等就労自立促進事業の状況

当市と長岡公共職業安定所との緊密な相互連携と協働に基づく就労支援を実施することにより、当市における生活保護受給者等（生活保護受給者、生活困窮者）の就職による経済的自立の実現を図るための取組を実施しており、その状況は次のとおりとなっています。

(単位：人)

相談者別			令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
生活保護	支援要請	目標	13	12	11	7	9
		実績	15	12	5	6	5
	就労決定	目標	9	7	7	4	7
		実績	5	6	7	4	3
生活困窮	支援要請	目標	10	7	5	20	23
		実績	5	5	12	19	18
	就労決定	目標	8	5	3	12	14
		実績	5	1	6	16	16

第2節 生活困窮者への支援

(1) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題に対応し、自立した生活に向けて必要な支援を行います。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業

本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた様々な支援に繋がっていきます。

(単位：人)

年 度	新規相談受付数	個人プラン作成数	支援による就労者数
令和 元	44	3	4
令和 2	66	1	1
令和 3	83	2	1
令和 4	53	1	1
令和 5	50	3	0

(3) 就労準備支援事業

就労に向けた日常・社会的自立のための訓練を実施します。

(単位：人)

年 度	新規相談受付件数			利用者件数		
	生活保護 受給者	生活困窮者	合計	生活保護 受給者	生活困窮者	合計
令和 元	12	3	15	295	83	378
令和 2	8	3	11	233	67	300
令和 3	5	2	7	257	24	281
令和 4	6	0	6	256	0	256
令和 5	7	2	9	295	30	325

(4) 家計改善支援事業

家計再建に向けたきめ細かな相談・支援を実施します。

(単位：人)

年 度	新規相談受付件数			利用者件数		
	生活保護 受給者	生活困窮者	合計	生活保護 受給者	生活困窮者	合計
令和 元	3	3	6	12	10	22
令和 2	1	1	2	10	4	14
令和 3	2	7	9	4	13	17
令和 4	0	11	11	0	16	16
令和 5	0	1	1	0	9	9

※生活保護受給者は平成30年度から事業利用可能となる。

(5) 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもと保護者に対し学習・生活支援を実施します。

(単位：人)

年 度	利用件数			延べ利用件数		
	生活保護世帯	生活困窮者世帯	その他世帯	生活保護世帯	生活困窮者世帯	その他世帯
令和 元	1	0	1	20	0	14
令和 2	0	1	1	0	1	44
令和 3	0	1	0	0	39	0
令和 4	0	2	1	0	37	10
令和 5	0	0	1	0	0	29

(6) フードバンク活動の利用状況

「フードバンクにいがた」の食品受入団体として登録を行い、特に生活に困窮している人に食品の提供をしています。

年 度	提供人数	提供食品個数
令和 元	50人	474個
令和 2	41人	464個
令和 3	76人	879個
令和 4	73人	804個
令和 5	68人	790個

第6章

福祉センター

第 6 章 福祉センター

第1節 小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」	7 4
（1）施設の概要	7 4
（2）利用料	7 4
（3）貸館利用状況	7 5
第2節 小千谷市地域福祉センター「みなみ」	7 5
第3節 小千谷市克雪管理センター	7 5
（1）施設の概要	7 5
（2）利用料	7 6
（3）利用状況	7 6

第1節 小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」

老人及び障がい者等にデイサービスを提供し、また各種社会福祉事業を推進し、市民の福祉の増進を図るため、小千谷市総合福祉センターを設置しています。

(1) 施設の概要

所在地	建物の構造	建物の延べ面積	敷地面積	建築
大字桜町 5140 番地	鉄筋コンクリート造 3階建て	3,360 m ²	4,672 m ²	平成 4 年

① 開館時間 午前9時から午後10時まで

〔老人デイサービス及び共生型生活介護・共生型放課後等デイサービスは、午前7時30分から午後6時30分まで〕

②休館日 12月29日から1月3日まで

③指定管理者 小千谷市社会福祉協議会

④入居団体 小千谷市社会福祉協議会
小千谷市シルバー人材センター
小千谷市老人クラブ連合会

(2) 利用料（1時間当たり）

区分		利用料
第1研修室		880円
第2研修室		680円
第3研修室		310円
創作活動室		830円
第1会議室		520円
第2会議室		260円
第3会議室		360円
第1相談室		620円
第2相談室		520円
第3相談室		410円
第4相談室		410円
第1集会室		1,620円
第2集会室		940円
第3集会室		1,300円
調理実習室		880円
大ホール	第1ホール	1,930円
	第2ホール	940円
	第3ホール	1,880円

冷暖房を使用する場合は、利用料の3割に相当する額を加算する。

(3) 貸館利用状況

年 度	利用件数	年間利用人員	1日平均人数
令和 元	2,649 件	28,700 人	79.9 人
令和 2	2,159 件	18,580 人	51.8 人
令和 3	2,033 件	17,462 人	48.6 人
令和 4	2,543 件	23,582 人	65.7 人
令和 5	2,512 件	23,325 人	65.0 人

第2節 小千谷市地域福祉センター「みなみ」

デイサービスを提供し、市民の福祉の増進を図るため、小千谷市地域福祉センターを設置しています。

施設の概要

所在地	建物の構造	建物の延べ面積	敷地面積	建築
真人町丁 73 番地 3	鉄骨造平屋建て (一部 2 階建て)	979.14 m ²	4,157.66 m ²	平成 12 年

①施設機能 老人デイサービスセンター及び共生型生活介護・共生型放課後等デイサービス相談室

②利用時間 午前7時30分から午後6時30分まで

③休館日 12月29日から1月3日まで

④指定管理者 小千谷市社会福祉協議会

第3節 小千谷市克雪管理センター

豪雪地域における住民生活の安全を確保し、住民の文化の向上と福祉の増進を図るため、小千谷市克雪管理センターを設置しています。

(1) 施設の概要

所在地	建物の構造	建物の延べ面積	敷地面積	建築
真人町丁 112 番地 3	鉄骨造 2 階建て	461.91 m ²	4,157.66 m ² (みなみと同一敷地内)	昭和 51 年

①開館時間 午前9時から午後10時まで

②休館日 12月29日から1月3日まで

③指定管理者 小千谷市社会福祉協議会

(2) 利用料 (1時間当たり)

区 分	利用料
集 会 室	830円
調 理 室	570円
ミーティングルーム	410円
会 議 室	260円

- 1 利用者が営利を目的とする場合の利用料は、10割増とする。
- 2 暖冷房を使用する場合は、利用料の3割に相当する額を加算する。

(3) 利用状況

年 度	利用件数	年間利用人員	1日平均人数
令和 元	279 件	2,323 人	6.5 人
令和 2	257 件	2,329 人	6.5 人
令和 3	271 件	3,297 人	9.2 人
令和 4	263 件	2,757 人	7.7 人
令和 5	266 件	3,696 人	10.3 人

第7章

民間社会福祉活動

第7章 民間社会福祉活動

第1節 民生委員・児童委員、主任児童委員	78
第2節 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会	80
(1) 小千谷市社会福祉協議会の概要	80
(2) 各種組織活動の推移	80
(3) 小千谷市社会福祉協議会の基本理念	81
(4) 事業の基本計画	81
(5) 福祉実践活動の推移	81
(6) 主な社会福祉協議会活動	82
(7) 予算概要	87
資料1 生活福祉資金等の貸付状況	87
資料2 生活福祉資金貸付条件一覧表	88
第3節 公益社団法人小千谷市シルバー人材センター	89
(1) 年齢別登録会員数	89
(2) 事業実績の推移	89
(3) シルバー派遣事業	89
(4) 受注可能な仕事例	90
(5) 組織	90
第4節 日本赤十字活動	91
(1) 日本赤十字社小千谷市地区会計決算の推移	91
(2) 活動資金納入額・加入件数状況	91

第1節 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域におかれている民間奉仕者です。その職務は、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を経営する者や社会福祉に関する活動を行うものと密接に連携し、その事業や活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、⑥その他、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行うことと、極めて広範囲に及んでいます。

児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と区域担当の民生児童委員との連絡調整を行うとともに、区域担当の民生児童委員の活動に対する援助協力を行うことを職務としています。

【活動内容】

市内の民生委員・児童委員協議会は5地区に分かれており、主任児童委員を合わせた78人により地区単位で活動を行っています。

【内容別相談・支援件数】

(単位：件)

年度	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・生活	学校生活費	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
令和元	319	30	140	1	37	43	26	7	1	51	34	66	312	904	1,971	
令和2	446	62	107	2	38	22	29	6	3	58	75	86	309	704	1,947	
令和3	318	36	63	4	22	23	38	0	9	57	55	72	375	600	1,672	
令和4	419	50	58	20	3	18	36	13	2	28	35	53	294	696	1,725	
令和5	126	42	50	5	90	30	17	2	1	66	33	74	334	818	1,688	

【第7章 民間社会福祉活動】

【分野別相談・支援件数】

(単位：件)

項目 年度	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	そ の 他	計
令和 元	1,156	74	86	655	1,971
令和 2	1,373	100	72	402	1,947
令和 3	1,193	83	57	339	1,672
令和 4	1,174	66	48	437	1,725
令和 5	1,085	32	121	450	1,688

【その他の活動件数】

(単位：件)

項目 年度	調 査 ・ 実 態 把 握	行事・事業・会議 への参加協力	地域福祉活動 ・ 自主活動	民児協運営 ・ 研 修	証 明 事 務	要保護児童の発 見の通告・仲介
令和 元	2,720	1,599	2,495	1,528	291	7
令和 2	2,901	820	2,391	1,379	288	10
令和 3	2,426	951	2,839	1,570	228	1
令和 4	2,232	1,184	3,014	1,909	386	2
令和 5	2,833	1,394	2,850	1,697	219	6

【訪問・連絡調整回数】

(単位：回)

年 度	訪問・連絡活動	そ の 他	委 員 相 互	その他の関係機関
令和 元	6,252	4,821	2,332	2,310
令和 2	3,337	2,981	2,184	1,622
令和 3	5,386	3,265	2,025	1,350
令和 4	5,132	3,397	2,579	1,562
令和 5	5,224	4,192	1,627	1,679

【地区別委員数】

(単位：人)

	地区	民生児童委員	主任児童委員	計
第1地区	西小千谷・吉谷・山辺の一部	17	2	19
第2地区	東小千谷・東山	16	2	18
第3地区	城川・千田	17	2	19
第4地区	川井・岩沢・真人・山辺の一部	11	2	13
第5地区	片貝	8	1	9
	計	69	9	78

【年齢別委員数】

令和4年12月1日改選時現在

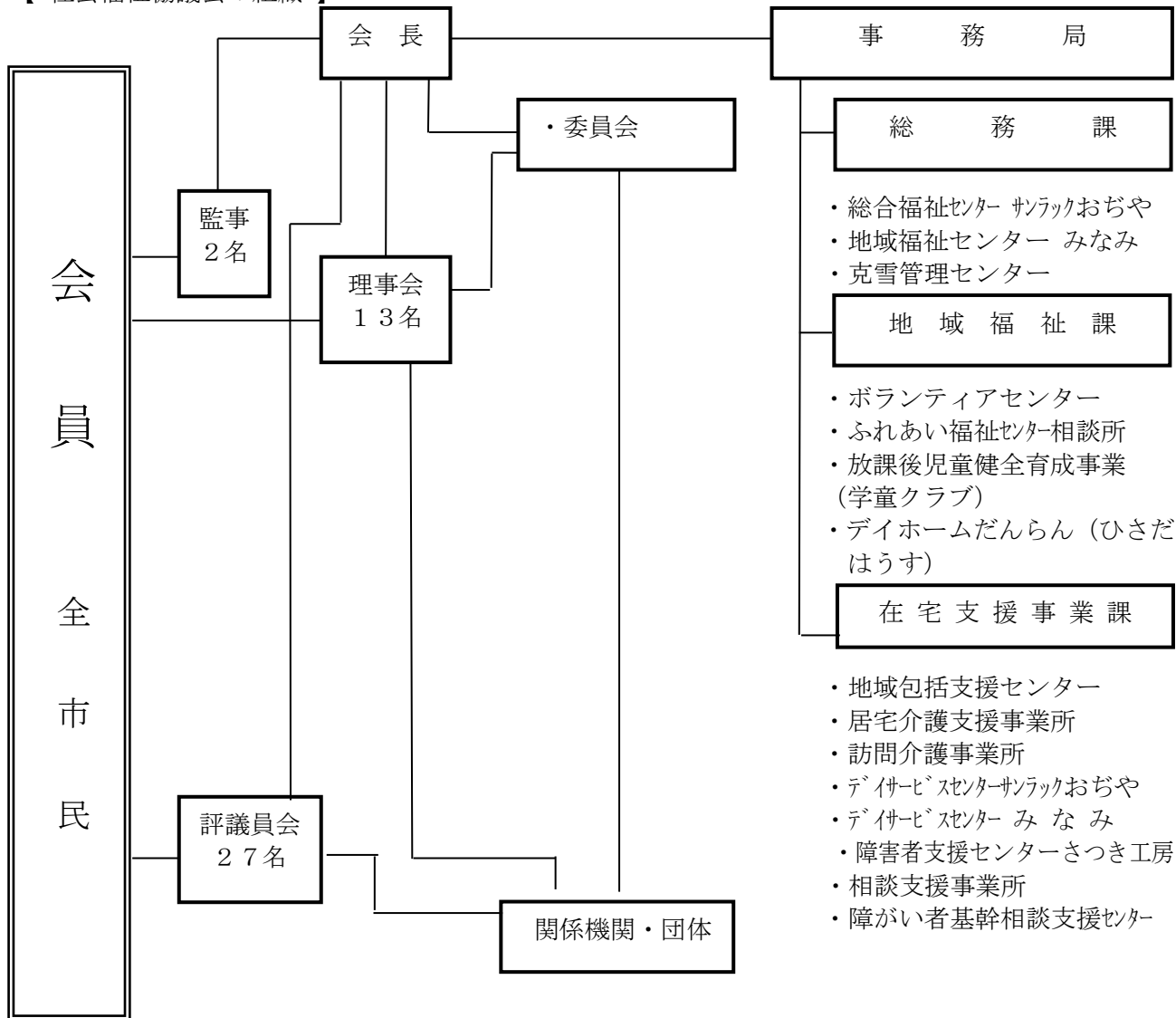
	60歳未満	60～65歳	66～70歳	71～75歳	76歳以上	計
第1地区	0	4	6	8	1	19
第2地区	2	2	6	8	0	18
第3地区	0	6	12	1	0	19
第4地区	2	5	6	0	0	13
第5地区	0	3	2	3	1	9
計	4	20	32	20	2	78

第2節 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会

(1) 小千谷市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会の設立（任意団体） 昭和29年 6月 1日
 社会福祉協議会の法人化認可 昭和55年 7月 1日

【社会福祉協議会の組織】



(令和6年3月31日現在)

- ・会 員 10, 718世帯
- ・団体会員 8団体
- ・賛助会員 523名
- ・企業等法人会員 205社

(2) 各種組織活動の推移

年 度	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
一般会員世帯比	95.6%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	92%	91.5%	91.5%	91.3%
ボランティアグループ	48	51	49	47	46	43	41	41	44
広報紙発行回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
善意銀行預託金	211万円	233万円	195万円	464万円	180万円	116万円	68万円	86万円	76万円
社会福祉基金	9,000冊	9,000冊	9,000冊	9,000冊	9,000冊	9,000冊	9,000冊	9,000冊	9,000冊
職 員 数	118人	123人	124人	127人	130人	132人	132人	132人	127人

(3) 小千谷市社会福祉協議会の基本理念

「支えあい いたわりあい 励ましあい 心豊かなまちに」

全てのひとがお互いに「支え、支えられ」「いたわり、いたわれ」「励まし、励まされ」ながら、誰もが安心して暮らせる心豊かなまちづくりを進めることを目指します。

(4) 事業の基本計画

- 1 ふれあい・支えあう地域づくり
- 2 いたわりとやさしさの心をもつ人づくり
- 3 安心して暮らすためのネットワークづくり

(5) 福祉実践活動の推移

ア 実態把握が社会福祉協議会活動の原点

① 実態調査の実施

昭和55年	8月	ひとり暮らし老人、ねたきり老人、老人世帯、母子・父子世帯、身体障がい者
昭和56年	7月	同上
昭和57年	4月	ねたきり介護者、ひとり暮らし老人
昭和58年	8月	市民意識調査
昭和59年	2月	車椅子使用者・歩行困難者
昭和61年	10月	ねたきり介護者生活調査
昭和62年	4月	ひとり暮らし老人生活調査
平成7年	6月	子育て環境アンケート調査
平成8年	10月	企業の社会貢献活動に関するアンケート調査
平成14年	7月	福祉に関するアンケート調査（地域福祉活動計画策定基礎調査）
平成23年	6月	福祉に関するアンケート調査（第3次地域福祉活動計画策定基礎調査）
	～8月	
平成28年	6月	福祉に関するアンケート調査（第4次地域福祉活動計画策定基礎調査）
	～11月	
令和3年	10月	福祉に関するアンケート調査（第5次地域福祉活動計画策定基礎調査）
	～11月	

イ 実態把握による問題解決

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①ひとり暮らし高齢者のために | 会食・給食、火災警報器点検 |
| ②ねたきり者のために | 介護用品の斡旋、介護研修、親睦交流旅行 |
| ③聴覚障がい者のために | 手話サークル活動、交流手話活動、要約筆記 |
| ④視覚障がい者のために | 広報紙の朗読録音、点訳活動 |
| ⑤特養老人ホーム入居者のために | 小栗田の里訪問活動 |
| ⑥車椅子使用者のために | ハンディキャブの貸出 |

(6) 主な社会福祉協議会活動

1 法人運営事業

(1) 役員会等の開催	○理事会 年5回 ○監事会 年1回 ○評議員会 年3回 ○評議員選任・解任委員会 年2回
(2) 職員の育成・資質向上	○職員研修計画に基づく研修等の充実を図る。
(3) 会員会費制度の理解と加入促進 ・一般会員 ・団体会員 ・賛助会員 ・企業等法人会員	○1世帯 700円 (目標: 11,000世帯) ○1口 1,000円 (目標: 10団体) ○1口 1,000円 (目標: 600人) ○1口 5,000円 (目標: 200社)

2 地域福祉事業

■地域づくりの推進

(1) 福祉会推進事業	○福祉会活動の育成・支援 (福祉会事業に対する助成、合同研修会等の開催) ○福祉会・いきいきサロンの設立の働きかけ ○懇談会、市民ふれあい体験講座等の実施
(2) 地域福祉活動助成金交付事業	○市民が企画し参加する地域福祉活動の広がりを図る事業に対し助成金を交付する。
(3) 生活支援サービス事業 ①日常生活自立支援事業の実施と啓発 ②生活支援サポート事業 (あちこたネットおぢや) ③「あちこたネットおぢや」サポーター養成講座 ④安心介護教室 ⑤法人後見事業の実施 ⑥ひきこもり支援事業の実施 ⑦地域の居場所づくり事業の実施	○生活に不安のある高齢者や障がい者が、地域で安心して暮らせるよう日常生活を支援する。 ○高齢者や障がい者の日常生活ニーズに応える有償の地域住民参加型の支え合い活動として、地域におけるお互いさま活動を進める。 ○「あちこたネットおぢや」の支援サービスの担い手を養成する。 ○いざという時、安心して介護に関われるよう介護の仕方や介護サービス情報等知識の習得を目指す。 ○成年後見制度の法人後見受任団体として、申立支援機関等と連携しながら実施 ○ひきこもり支援活動団体や関係機関との連携を図り、ひきこもり当事者や家族の居場所づくり講座の開催 ○子育て中の方や障がいのある方、ひきこもりの方など地域のつながりを必要とする方々が共に過ごせる地域の居場所づくりへの理解に向けた講座の実施、みんなの食堂の開催や地域で実施する居場所づくりの活動支援
(4) 福祉団体活動支援事業	○福祉活動用車両の貸出し ○指定された善意の寄附を助成

■ボランティアの育成

(1) ボランティアセンター事業 ①ふくしボランティアかれっじ・夏ボラ体験プログラムの開催 (②、③も含む) ・はじめての手話講座 ・はじめての要約筆記講座 ・はじめての音声訳講座 ・ふれ Eye フェア	学びからボランティア参加まで、一体的に参加できるよう、ボランティア団体との共催による各種講座、体験プログラムを開催 ○聴覚障がいを理解すると共に手話技術の習得を目指す。 ○聴覚障がいを理解すると共に要約筆記ボランティアを育成する。 ○視覚障がい者を理解すると共に音声訳技術の習得を目指す。 ○視覚障がいを理解すると共に関わり方の習得を目指す。
---	---

<p>②おもちゃ作り体験の実施とおもちゃ病院の開設</p> <p>③認知症高齢者見守り隊講座 (市と共催)</p> <p>④ボランティア連絡協議会の支援</p> <p>⑤災害ボランティア活動支援</p> <p>⑥福祉ふれあいフェスティバル</p>	<p>○壊れたおもちゃを修理する「おもちゃのお医者さん」を養成すると共にボランティアグループへの参加を促す。</p> <p>○おもちゃドクターの協力により、定期的におもちゃ病院を開設する。</p> <p>○認知症を正しく理解すると共に認知症高齢者の傾聴ボランティアの育成を目指す。</p> <p>○ボランティア保険の加入手続きや運営委員会の開催、活動助成金の交付等活動を支援する。</p> <p>○災害時には被災者への支援や被災地の復旧作業などのボランティア活動が、速やかに効果的に展開できるよう支援する。</p> <p>○福祉団体やボランティアグループの活動を通し、市民へ地域福祉やボランティア活動の啓発と理解を深める。</p>
<p>(2) 福祉教育推進事業</p> <p>①社会福祉普及校事業</p> <p>②福祉学習メニュー表の活用</p> <p>③福祉入門講座</p> <p>④ふくし出前講座</p>	<p>○子どもの豊かな成長を促す福祉教育を推進し、活動のための助成金を交付</p> <p>○社会福祉普及校担当者打合会の開催</p> <p>○学校へ福祉学習メニュー表を配布し、福祉体験学習や活動を支援する。</p> <p>○一般向けに高齢者や障がい者を理解するための、きっかけづくりの入門講座を開催</p> <p>○地域福祉やボランティアの理解促進に向け、学校・企業・事業所・町内会へ出向いての講座の開催</p>
<p>(3) 福祉人材の育成</p>	<p>○福祉人材育成のため実習指導に協力する。</p>
<p>(4) 企業等との連携強化</p> <p>①退職前安心セミナー</p> <p>②ボランティア情報提供</p>	<p>○退職者を新たなボランティアへの人材と捉え、ボランティア活動の紹介、また退職後の生活設計に必要な年金・医療・再就職等の情報提供をする。</p> <p>○企業が社会貢献活動を行うためには、ボランティア活動の紹介や情報提供の必要性があることから、定期的に情報紙を発行する。</p>

■安心と自立を支援する活動

<p>(1) 困っている人を支援する活動</p> <p>①ふれあい福祉センター相談所の運営</p> <p>②資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事務 ・たすけあい資金の貸付 <p>③除雪費助成事業の実施</p> <p>④緊急災害見舞金給付事業の実施</p>	<p>○心配ごと相談員、社協職員による心配ごと相談、弁護士による法律相談、社会保険労務士による年金相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談 毎週火・木曜日 9:30～11:30 ・法律相談 毎月第2・4水曜日 13:30～16:30 ・年金相談 毎月第1水曜日 13:30～16:00 <p>○低所得世帯等が安定した生活を送れるよう、相談窓口として貸付申請の手続き支援と県社協への進達</p> <p>○貸付限度額1件70,000円の資金の貸付</p> <p>○要援護世帯への除雪費の助成</p> <p>○火災・水害等の被災世帯へのお見舞い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼・全壊・死亡等：10,000円 ・半焼・半壊・重症等：5,000円
<p>(2) 高齢者を支援する活動</p> <p>①配食サービス事業の実施</p>	<p>○高齢者のみの希望世帯に見守りや安否確認を目的に配食サービス・会食サービスの実施(月2回)。また、年末には「おせち料理」を調理配達</p>

【第7章 民間社会福祉活動】

<p>②男性料理教室の実施</p> <p>③火災予防見守り安心事業</p> <p>④介護予防普及啓発事業の実施</p> <p>⑤デイホーム事業の実施</p> <p>⑥第1層生活支援コーディネーター業務委託事業</p> <p>⑦あけびの会事業の実施</p> <p>⑧介護者の会事業の実施</p> <p>⑨救急医療情報キット配布</p>	<p>○65才以上の男性を対象に料理教室を開催、食生活の自立や生きがい・仲間づくりを支援（毎月第2火曜日）</p> <p>○消防本部、電力会社と協働で火災予防の呼びかけと見守り、生活状況の聞き取りを実施</p> <p>○いきいきサロンやデイホームの高齢者を対象に介護予防体操や食生活改善・口腔ケア講座等を実施</p> <p>○生きがい対応型通所事業の実施 デイホームだんらんの開設 月～金曜日</p> <p>○包括的支援事業における生活支援体制整備事業の推進により、高齢者が孤立することなく地域で安心して暮らし続けるため、地域住民による支え合い活動を中心とした様々な生活支援サービスの充実を図る。</p> <p>○あけびの会（ひとり暮らし高齢者の会）事業の実施（月1回、会食会の開催等）</p> <p>○介護者の会（在宅の寝たきり等の家族を介護する人たちの会）事業の実施（介護用品斡旋事業の実施、介護者研修会や陽だまりサロンの開催等）</p> <p>○緊急時や災害発生時に役立つ医療情報を入れるキット（冷蔵庫に保管）をひとり暮らし高齢者等へ配布</p>
<p>(3) 障がい者を支援する活動</p> <p>①ハンディキャブ貸出事業</p> <p>②ふれ愛クリスマス会の開催</p> <p>③当事者団体の支援</p>	<p>○車椅子利用者の移動支援として、リフト付き自動車の貸出しを実施</p> <p>○障がい児・者の社会参加を促進し、ボランティアとの交流を図ることを目的に実施</p> <p>○障がいのある当事者団体や家族会が行う事業の広報や事務の一部を支援</p> <p>○障がい者スポーツ普及促進事業へ参加協力</p>
<p>(4) 子育てを支援する活動</p> <p>①学童クラブの運営</p> <p>②児童遊園地遊具等整備費補助事業の実施</p> <p>③危険防止標識交付事業の実施</p> <p>④卒園記念品贈呈事業</p> <p>⑤こんすけ基金事業</p> <p>⑥赤ちゃんハッピーギフト</p> <p>⑦おぢや子ども笑顔プロジェクト</p>	<p>○放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営 <通年開設> 9クラブ ・西小千谷学童クラブ （あおぞら・さくら・そよかぜ・おひさま） ・東小千谷学童クラブ（にこにこカービィ） ・片貝学童クラブ（なかよしキッズ） ・千田学童クラブ（わんぱくキッズ） ・南部学童クラブ（よつばキッズ） ・和泉小学校学童クラブ（いずみキッズ） <長期休業時開設> 1クラブ ・吉谷小学校学童クラブ（よっしーキッズ）</p> <p>○町内設置児童遊園地の新設、遊具等の購入、補修等への補助</p> <p>○町内会からの要望により、崖・川辺等危険箇所用に配布</p> <p>○保育園・幼稚園・認定子ども園の卒園児に記念品贈呈として、小学校で使用する体操着袋を贈呈</p> <p>○親子ふれあいイベントの実施</p> <p>○出生した親子を対象に、子育てを応援するため、子ども商品券や子育て応援用品を贈呈、あわせて希望者には社協だよりに赤ちゃん写真を掲載</p> <p>○ひとり親世帯の親と子に対し食料や子ども向けのプレゼント等の配布による生活の支援や、その後の生活相談につなげていく事業</p>

■社協の基盤整備

<p>(1) 善意銀行の活用</p> <p>(2) わかりやすい社協情報の提供</p> <p>(3) ネットワーク機能の強化 ①協力員懇談会の開催 ②各種関係会議への参加及び調査研究等</p> <p>(4) 共同募金運動への協力</p>	<p>○善意銀行事業 寄付金や物品の有効活用を社協だより等で周知し、寄付を募る。</p> <p>○毎月1回おぢや社協だよりを発行し、パンフレットやホームページの内容の充実を図る。</p> <p>○SNSによるタイムリーな情報発信を図る。</p> <p>○社協について理解と協力を得るため、協力員（町内会長を委嘱）や民生委員児童委員、市議会議員の皆様に対し懇談会の開催</p> <p>○新潟県民福祉大会への参加</p> <p>○福祉、保健、医療などの機関・団体との連携。包括ケア部会等各種関係会議参加及び調査研究</p> <p>○共同募金の使途等の広報</p> <p>○募金ボランティア活動への支援</p>
--	--

3 在宅福祉サービス事業

<p>(1) 介護保険事業 ①訪問介護事業</p> <p>②デイサービス事業</p> <p>③居宅介護支援事業</p> <p>(2) 障害福祉事業 ①障害者支援センター事業 ・就労継続支援B型事業 ・地域活動支援センター事業</p> <p>②相談支援事業</p> <p>③訪問系サービス事業 ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護</p>	<p>○ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。 要介護認定者は現行の訪問介護、要支援認定者等は介護予防現行相当サービス及びサービスAとして実施する。 介護保険で対応できない生活援助等について、保険外サービスを行う。</p> <p>○通所介護施設（デイサービスセンター）2ヶ所で、入浴・食事などの介護、健康状態の確認、生活に関する相談・助言などの日常生活上の世話等を日帰りで行う。 要介護認定者は現行のデイサービス、要支援認定者等は介護予防現行相当サービス及びサービスAとして実施する。</p> <p>○介護を必要とする方が適切なサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネージャー）が本人や家族の要望を伺いながら、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や見直しを行う。</p> <p>○障害者支援センターさつき工房で実施 一般就労が困難な人に働く場の提供や訓練（作業活動：受注・製造・販売・芽咲庵喫茶店等） 学習会や地域との交流</p> <p>○創造的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場の提供。レクリエーション活動や日常生活に関する支援</p> <p>○様々な相談や必要な情報提供、助言 福祉サービス等利用計画の作成</p> <p>○ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や家事援助など生活全般にわたる支援や外出時における支援を行う。</p>
---	--

【第7章 民間社会福祉活動】

<p>④地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援事業 <p>⑤共生型サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型生活介護 ・ 共生型放課後等デイサービス <p>⑥小千谷市障がい者基幹相談支援センター</p>	<p>○屋外で移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行う。</p> <p>○デイサービスセンターにおいて、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動等の機会を提供する。</p> <p>○デイサービスセンターにおいて、障がい児の生活能力の向上及び社会との交流推進を図ることができるようサービス計画に基づき効果的なサービスを提供する。</p> <p>○総合的かつ専門的な相談支援の実施や地域における相談支援体制強化に取り組む。また、地域生活支援整備の促進や権利擁護及び虐待防止に取り組む。</p>
---	--

4 福祉センター事業

<p>福祉センター事業</p>	<p>○総合福祉センターサンラックおぢや、地域福祉センターみなみ及び克雪管理センターの管理運営</p>
-----------------	---

5 地域包括支援事業

<p>地域包括支援事業</p> <p>(1) 地域包括支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談 ・ 権利擁護 ・ ケアマネジメント支援 ・ 地域ケア会議 <p>(2) 介護予防支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防ケアマネジメント 	<p>○高齢者に関する様々な相談に応じて、適切な機関、制度やサービスにつなぎ、継続的に支援する。</p> <p>○高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度に関する相談や虐待の早期発見・防止を進める。</p> <p>○ケアマネージャーに対する指導や研修を行い、資質の向上に努める。</p> <p>○地域ケア会議を開催し、医療・介護等の地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図る。</p> <p>○要介護認定で「要支援1・2」と判定された方、生活機能が低下し介護予防が必要な高齢者の現状を分析し、介護状態となることを防止するためのプランを作成し、支援する。</p>
---	---

(7) 予算概要

令和6年度 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会 資金収支予算総括表

(単位：千円)

事業区分	拠点区分	サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			当期資金収支差額	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
			収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額	収入	支出	収支差額			
総合計			630,111	642,892	△12,781	650	1,600	△950	90	1,224	△1,134	△14,865	119,600	104,735
社会福祉事業合計			588,056	600,945	△12,889	650	1,600	△950	90	1,116	△1,026	△14,865	117,600	102,735
社会福祉事業	法人運営事業	法人運営事業	41,665	42,624	△959	0	0	0	51	90	△39	△998	4,000	3,002
	地域福祉事業	地域福祉推進事業	41,472	45,297	△3,825	0	0	0	0	18	△18	△3,843	7,500	3,657
		共同基金配分事業	9,560	9,560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		放課後児童健全育成事業	66,010	66,010	0	0	0	0	2,280	2,280	0	0	0	0
		無償銀行事業	2,021	2,521	△500	0	0	0	0	0	0	△500	3,100	2,600
		資金貸付事業	1,760	1,760	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200	1,200
		小計	120,823	125,148	△4,325	0	0	0	2,280	2,298	△18	△4,343	11,800	7,457
	在宅福祉サービス事業	介護保険事業	275,448	274,220	1,228	650	1,600	△950	7,048	7,765	△717	△439	8,900	8,461
		障害福祉サービス事業	113,074	121,835	△8,761	0	0	0	0	252	△252	△8,813	89,400	80,587
		小計	388,522	395,855	△7,333	650	1,600	△950	7,048	8,017	△969	△9,252	98,300	89,048
福祉センター事業	福祉センター事業	37,046	37,318	△272	0	0	0	0	0	0	△272	3,500	3,228	
公益事業合計			42,055	41,947	108	0	0	0	0	108	△108	0	2,000	2,000
公益事業	地域包括支援事業	地域包括支援センター	42,055	41,947	108	0	0	0	0	108	△108	0	2,000	2,000

資料1 生活福祉資金等の貸付状況（令和5年度貸付状況）

・生活福祉資金の貸付

種 別	申 請		貸 付		
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	
福祉資金（教育支援資金）	1	355,000	1	359,000	
	内 訳	①	R4申請分	①	174,000
		②	185,000	②	185,000
		③	170,000	③	不承認
総合支援資金（特例）	0	0	0	0	
緊急小口資金（特例）	1	50,000	1	50,000	
計	3	405,000	3	409,000	

・たすけあい資金の貸付

1件当たり限度額 70,000円	申 請		貸 付	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
	2	140,000	2	140,000

【第7章 民間社会福祉活動】

資料2 生活福祉資金貸付条件一覧表（平成28年2月改正）

資金の種類	資金用途	貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1. 総合支援資金 (注)		収入の減少や失業者等により生活に困窮し、日常生活の維持に困っている低所得世帯を対象に、就労活動中の生活費や住居の転居等の費用等をお貸しする資金です。					
生活支援費	生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用	2人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	原則3ヶ月 延長は3ヶ月 ごとの最長12ヶ月 以内まで	最終貸付した月の 翌月から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人を 立てる場合 無利子 連帯保証人を 立てられない 場合 年1.5%	原則、必要
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	一括	貸付した月の翌 月から6ヶ月以内 生活支援費との重 複貸付の場合に は、生活支援費最 終貸付月の翌月か ら6ヶ月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	一括				
2. 福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は介護等を要する高齢者がいる世帯を対象に、日常生活を送る上で、また自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用をお貸しする資金です。					
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	一括	貸付の月の翌月か ら6ヶ月以内	20年以内	連帯保証人を 立てる場合 無利子 連帯保証人を 立てられない 場合 年1.5%	原則、必要
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が ・6ヶ月程度 130万円以内 ・1年程度 220万円以内 ・2年程度 400万円以内 ・3年程度 580万円以内	分割 (6ヶ月毎)	最終貸付した月の 翌月から6ヶ月以 内	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	一括	貸付の月の翌月 から6ヶ月以内	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内		
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内			10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えない ときは 170万円以内 ・1年を超え1年6ヶ月以内 であって、世帯の自立に必要 なときは 230万円以内	一括 もしくは 分割 (6カ月毎)	一括交付の場合 貸付の月の翌月 から6ヶ月以内	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間 が1年を超えないときは 170万円以内 ・1年を超え1年6ヶ月以内 であって、世帯の自立に必要 なときは230万円以内		分割交付の場合 最終貸付した月の 翌月から6ヶ月以 内	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	一括	貸付の月の翌月か ら6ヶ月以内	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内			3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内					
緊急小口資金 (注)	一定の要件により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内			一括	貸付の月の翌月か ら2ヶ月以内	12ヶ月 以内
3. 教育支援資金		低所得世帯を対象に、高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程、大学の就学や入学に際し、必要な経費をお貸しする資金です。					
教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学に就学するのに必要な経費	(高校) 月額3.5万円以内 (高専) 月額6.0万円以内 (短大) 月額6.0万円以内 (大学) 月額6.5万円以内 特別の場合は上記額の1.5倍以内	分割 (6ヶ月毎)	卒業月の翌月から 6ヶ月以内	20年以内	無利子	原則、不要 ただし、就学 する者が「借受 人」に生計中心 者が「連帯借受 人」になること
就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学への入学に際し必要な経費	50万円以内	一括				
4. 不動産担保型生活資金		低所得の高齢者世帯又は福祉事務所が認めた要保護の高齢者世帯を対象に、今住んでいる住居に将来にわたり住み続けるために、その居住用不動産を担保として生活費をお貸しする資金です。					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯を対象に、自己所有の居住用不動産を担保として、将来にわたり住み続けるための生活費	貸付限度額は土地の評価額の7割程度 月額30万円以内	借受人の死亡時又は貸付限度額に達するまで分割(6ヶ月毎)	契約の終了月の翌月 から3ヶ月以内	据置期間 終了時まで 一括償還	年3%または長期7%のいずれか低い利率	推定相続人の 中から1名
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯を対象に、自己所有の居住用不動産を担保として、将来にわたり住み続けるための生活費	貸付限度額は土地と建物の評価額の7割程度(集合住宅は5割) 月額は福祉事務所が設定する額	借受人の死亡時又は貸付限度額に達するまで分割(毎月)				不要

(注)「総合支援資金」と「緊急小口資金」の貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※上記の他にも様々な要件がありますので、ご相談は小千谷市社会福祉協議会へお願いします。

第3節 公益社団法人小千谷市シルバー人材センター

主に請負又は委任の形式で仕事を有償で引き受け、会員（高齢者）に再請負、再委任の形式で提供する事業（受託事業）を行っています。また、雇用環境の変化に対応して、請負・委任では困難と思われる業務については、法令順守の観点からシルバー派遣事業も行っています。

創立の背景にあるものは、高齢社会における元気な高齢者に対する福祉事業であり、高齢者に対してサービスを一方通行的に行うのではなく、地域社会と参加する高齢者の両方の福祉を目指しています。

〈理念と現況〉

（理 念）

センターの趣旨に賛同し、結集する会員を組織の主体として、理念を「自主・自立、共働・共助（共に働き、励まし合い、助け合い、協力し合いながら自主自立的に活動を行う。）」としています。

（現 況）

昭和59年7月設立。平成元年度に国の補助対象シルバー人材センターとして認定を受けました。就業の拡大と会員の入会増を図り、関係機関や地域との連絡を密にしながら、事業活動を推進しています。

組織活動においては会員が主体として組織している委員会等の活動により安全就業の推進や機関誌の発行、会員の親睦事業などを行っています。会員の居住地域で組織している地域班においてもボランティア活動などが自主的に行われています。

公共性・公益性の高い法人として平成24年3月19日付で新潟県知事より公益認定法による公益社団法人の認定を受けました。国や市から援助・助成を受けており、趣旨に添った組織の発展強化に努めています。

（1）年齢別登録会員数

（令和5年度）

年 齢 層	男 性 (人)	女 性 (人)	計 (人)	構成比 (%)
60歳未満	0	0	0	0
60～64歳	7	4	11	2.9
65～69歳	43	25	68	17.8
70～74歳	95	61	156	40.7
75歳以上	105	43	148	38.6
合 計	250	133	383	100.0

（2）事業実績の推移

年 度	会員数 (人)	受注件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	就業率 (%) 基準年度末会員数	受託収入 (円)
令和 元	389	2,324	374	23,923	96.1	119,109,197
令和 2	379	2,084	340	19,225	89.7	99,792,190
令和 3	378	2,175	359	25,163	95.0	115,750,546
令和 4	382	2,302	356	26,264	90.4	121,893,964
令和 5	383	2,093	335	22,794	85.5	115,614,440

（3）シルバー派遣事業

年 度	登録会員数 (人)	受注件数 (件)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
令和 5	212	85	12,256	58,414,305

【第7章 民間社会福祉活動】

(4) 受注可能な仕事例

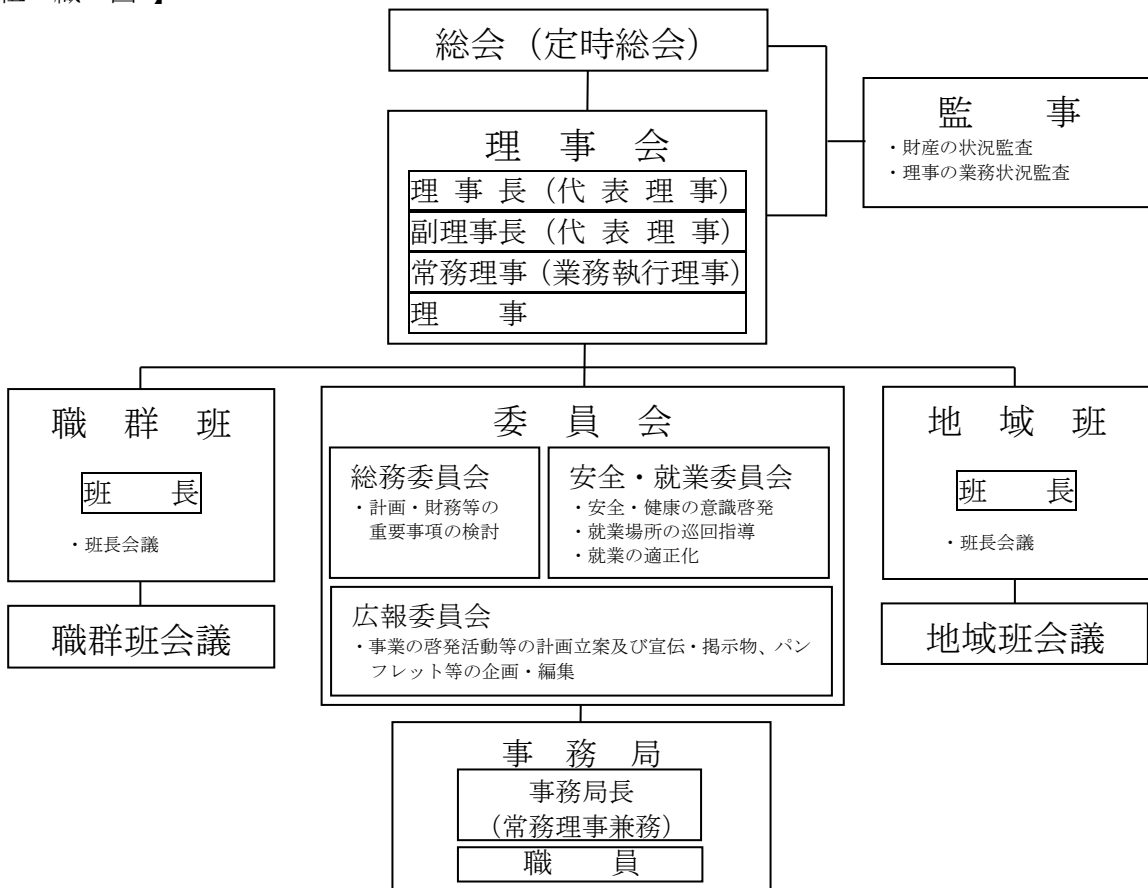
仕事は請負または委任の形式で契約を行い、会員が就業します。また、法律により交代で働く場合もあります。ただし、会員の安全に配慮し、危険、有害な仕事は受注しません。

請負・委任になじまない仕事については、一般労働者派遣事業または職業紹介事業により実施いたします。

屋内外軽作業	公園や庭園の樹木消毒、草取り、草刈り、雑役作業、簡単な造園工事、花壇の手入れ、農作業、製造作業、加工作業、会場設営手伝い、清掃、除草剤散布 など
技能作業	ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な建築作業（大工、塗装等）、造園作業（庭木の手入れ、芝刈り、冬囲い等）、パソコンでの原稿づくり など
毛筆作業	宛名書き、賞状書き、各種筆耕 など
管理作業	駐車場案内、施設管理、日直・宿直 など
その他	家事援助、通院介助、高齢者宅訪問サービス、チラシ等の配布、調査事務、除雪・雪ながし など

(5) 組織

【組織図】



「公益社団法人小千谷市シルバー人材センター」と「会員」

“公益社団法人”とは、公益認定法により法律上の人格を認められ、公益目的を持っている団体としての組織をそなえ、規約を定めて活動する人々の集まりです。会員は組織の一員であり、団体（シルバー人材センター）の構成員です。会員一人ひとりがセンターの将来を担っています。

第4節 日本赤十字活動

日本赤十字社新潟県支部小千谷市地区の活動は、広汎にわたる日赤事業を踏まえ、地区にあった奉仕団、社会福祉、災害救護、赤十字思想普及等の諸活動を実施しています。

また、市民から拠出していただく協力金が、その活動資源となっています。

人道博愛の精神に基くこれらの諸活動は、市民生活にうるおいを与えています。

(1) 日本赤十字社小千谷市地区会計決算の推移

(単位：円)

年 度	決 算 数 値		
	歳入合計額	歳出合計額	翌年度繰越額
平成29	5,993,140	5,993,140	0
平成30	7,349,311	7,349,311	0
令和 元	6,538,449	6,538,449	0
令和 2	5,826,388	5,826,388	0
令和 3	6,109,607	6,109,607	0
令和 4	6,106,569	6,106,569	0
令和 5	5,852,548	5,852,548	0

(2) 活動資金納入額・加入件数状況

年 度	活動資金納入額 (円)	加入件数 (件)
平成29	4,813,790	9,359
平成30	4,787,321	9,527
令和 元	4,687,069	9,229
令和 2	4,797,811	9,405
令和 3	4,684,428	9,120
令和 4	4,639,948	9,024
令和 5	4,520,350	8,785

付 表

小千谷市の概要

付 表 小 千 谷 市 の 概 要

1	位置・地勢・自然	9 4
2	市域のうつりかわり	9 5
3	地目別面積	9 5
4	人口・世帯数の推移	9 5
5	5歳年齢別人口	9 6
6	令和6年度一般会計予算	9 7
7	民生費予算の推移	9 8
8	社会福祉事務所等各課の事務分掌	9 9

1 位置・地勢・自然

市役所の所在地	本 庁	小千谷市城内2丁目7番5号									
	片 貝 支 所 (片貝総合センター内)	小千谷市片貝町4823番地1									
	東 山 連 絡 所 (東山住民センター内)	小千谷市大字南荷頃2666番地1									
	岩 沢 連 絡 所 (岩沢住民センター内)	小千谷市大字岩沢1003番地1									
	真 人 連 絡 所 (真人ふれあい交流館内)	小千谷市真人町甲587番地1									
	川 井 連 絡 所 (川井住民センター内)	小千谷市大字川井新田586番地									
面 積	155.19km ²		周 囲	86.1km		広 ぼう	東西	17.21km	標 高	最高	581m
							南北	20.01km		最低	27m
位 置	極 東	東経138度54分 (大字塩谷)			極 南	北緯37度12分 (大字岩沢)					
	極 西	東経138度44分 (真人町)			極 北	北緯37度23分 (片貝町)					

<位 置 図>

◇交 通

(高速道路利用の場合)

- ◆練馬から 229km
- ◆富山から 205km
- ◆新潟から 70km
- ◆上越から 83km

(新幹線利用の場合)

- ◆東京から 約2時間



2 市域のうつりかわり

合併・編入年月日	合併・編入町村名	総面積(k㎡)	人口(人)
昭和29年 3月10日	小千谷町・城川村・千田村 市制施行	73.21	33,166
昭和29年 5月 1日	川井村	82.53	34,685
昭和29年11月 1日	東山村 (大字小栗山・南荷頃及び塩谷の一部) 六日市村 (大字浦柄・横渡)	104.24	38,470
昭和30年 1月 1日	岩沢村・真人村	140.56	45,276
昭和30年 3月31日	大字鴻巣を片貝町へ分離合併	138.18	43,542
昭和31年 3月31日	片貝町	154.49	52,242
平成 2年 4月 1日	建設省国土地理院測定による修正	155.19	43,437

3 地目別面積

(令和6年1月1日現在)

区 分	面積 (k㎡)	区 分	面積 (k㎡)
田	29.81	池 沼	1.49
畑	10.37	そ の 他	3.21
宅 地	7.73	小 計	90.81
山 林	35.24	非 課 税 地	64.38
原 野	2.96	総面積	155.19

4 人口・世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年 次	人口(人)	世帯数	1世帯当り人口(人)	年 次	人口(人)	世帯数	1世帯当り人口(人)
平成16年	41,314	12,375	3.34	平成26年	37,703	12,711	2.97
平成17年	*39,956	12,395	3.22	平成27年	*36,510	12,170	3.00
平成18年	40,351	12,374	3.26	平成28年	36,790	12,730	2.89
平成19年	40,024	12,344	3.24	平成29年	36,270	12,738	2.85
平成20年	39,853	12,490	3.19	平成30年	35,876	12,772	2.81
平成21年	39,571	12,541	3.16	令和 元年	35,324	12,732	2.77
平成22年	*39,341	12,623	3.12	令和 2年	*34,102	12,109	2.82
平成23年	38,967	12,731	3.06	令和 3年	34,166	12,675	2.70
平成24年	38,482	12,763	3.02	令和 4年	33,815	12,882	2.62
平成25年	38,173	12,735	3.00	令和 5年	33,310	12,949	2.57

*印は、国勢調査の数値である。

5 5歳年齢別人口

(令和6年3月29日現在)

年 齢	合 計 (人)	男 (人)	女 (人)
0～ 4	836	406	430
5～ 9	1,111	543	568
10～14	1,375	725	650
15～19	1,467	742	725
20～24	1,328	685	643
25～29	1,260	668	592
30～34	1,270	701	569
35～39	1,592	847	745
40～44	1,923	1,007	916
45～49	2,273	1,200	1,073
50～54	2,273	1,207	1,066
55～59	2,171	1,149	1,022
60～64	2,049	1,020	1,029
65～69	2,339	1,168	1,171
70～74	2,896	1,386	1,510
75～79	2,415	1,157	1,258
80～84	1,885	811	1,074
85～89	1,426	532	894
90 以上	1,053	291	762
合 計	32,942	16,245	16,697

6 令和6年度一般会計予算（当初）

（単位：千円）

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
1 市税	4,811,911	23.5	1 議会費	156,914	0.8
2 地方譲与税	168,000	0.8	2 総務費	3,029,231	14.8
3 利子割交付金	900	0.0	3 民生費	5,519,959	27.0
4 配当割交付金	17,900	0.0	4 衛生費	1,693,036	8.3
5 株式等譲渡所得割交付金	23,300	0.1	5 労働費	58,197	0.3
6 法人事業税交付金	85,600	0.4	6 農林水産業費	1,031,490	5.0
7 地方消費税交付金	843,000	4.1	7 商工費	542,533	2.7
8 ゴルフ場利用税交付金	6,800	0.0	8 土木費	2,547,933	12.4
9 環境性能割交付金	19,200	0.0	9 消防費	1,929,493	9.4
10 地方特例交付金	160,600	0.8	10 教育費	1,913,154	9.3
11 地方交付税	4,965,000	24.2	11 災害復旧費	79,240	0.4
12 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	12 公債費	1,947,859	9.5
13 分担金及び負担金	176,822	0.9	13 諸支出金	10,961	0.1
14 使用料及び手数料	294,824	1.4	14 予備費	10,000	0.0
15 国庫支出金	2,134,795	10.4			
16 県支出金	1,261,762	6.2			
17 財産収入	38,054	0.2			
18 寄附金	711,436	3.8			
19 繰入金	2,027,704	9.9			
20 繰越金	300,000	1.5			
21 諸収入	378,292	1.8			
22 市債	2,040,100	10.0			
歳入合計	20,470,000	100.0	歳出合計	20,470,000	100.0

7 民生費予算の推移（当初）

（単位：千円）

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
予算総額（一般会計）		17,920,000	16,950,000	18,920,000	22,230,000	20,470,000
民生費予算額		4,952,837	4,946,799	4,943,897	5,570,556	5,519,959
内 訳	社会福祉総務費	381,106	403,246	360,738	446,230	609,022
	障害者福祉費	816,810	861,940	927,050	1,008,222	1,033,571
	老人福祉費	1,327,449	1,318,578	1,319,336	1,367,992	1,433,279
	国民年金費	8,532	8,154	7,106	6,742	7,012
	児童福祉総務費	98,146	61,869	61,841	44,725	23,027
	児童措置費	1,393,525	1,398,954	1,400,928	1,840,553	1,490,603
	母子福祉費	125,745	119,719	113,491	115,710	127,677
	児童福祉施設費	972	973	1,026	978	947
	児童手当費	523,221	496,712	478,768	459,340	519,955
	健康・こどもプラザ費	23,241	16,703	18,402	22,418	22,731
	生活保護総務費	29,878	35,732	31,944	36,659	32,552
	扶助費	224,212	224,219	223,267	220,987	219,583
予算総額に占める割合		27.6	29.2	26.1	25.1	27.0

8 社会福祉事務所等各課の事務分掌

(令和6年4月1日現在)

課名	係名等	事務分掌
福祉課	障がい福祉係	1 障害児・者福祉に関すること。 2 障害者介護給付費等支給審査会に関すること。 3 障がい者虐待防止センターに関すること。 4 基幹相談支援センターに関すること。 5 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査及び業務停止命令等に関すること。 6 日本赤十字社に関すること。 7 総合福祉センターに関すること。 8 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。 9 障がい者支援センターさつき工房に関すること。 10 課内の庶務に関すること。
	生活福祉係	1 生活保護に関すること。 2 民生委員児童委員に関すること。 3 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 4 生活困窮者自立支援に関すること。 5 保護司会に関すること。
	高齢福祉係	1 老人福祉に関すること。 2 養護老人ホームに関すること。 3 地域包括支援センターに関すること。 4 地域福祉センターに関すること。 5 克雪管理センターに関すること。 6 老人憩いの家に関すること。 7 地域支援事業に関すること。 8 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
	介護保険係	1 介護保険事業計画に関すること。 2 要介護認定に関すること。 3 介護保険施設及び介護保険事業者との連絡調整に関すること。 4 介護保険の給付管理及び受給者の管理に関すること。 5 介護保険特別会計の経理に関すること。
健康・子育て応援課	子育て応援係	1 児童福祉に関すること。 2 病児病後児保育に関すること。 3 地域子育て支援拠点に関すること。 4 母子保健に関すること。 5 子育て世代包括支援センターに関すること。 6 子ども医療費に関すること。 7 養育医療費に関すること。 8 妊産婦医療費に関すること。 9 児童手当に関すること。 10 ひとり親に関すること。 11 児童扶養手当に関すること。 12 家庭児童相談室に関すること。 13 保健師の地区担当業務に関すること。 14 課内の庶務に関すること。

【付表 小千谷市の概要】

健康・子育て応援課	健康増進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくり事業に関する事。 2 保健衛生の普及に関する事。 3 感染症対策に関する事。 4 予防接種に関する事。 5 医療対策に関する事。 6 健康診査に関する事。 7 人間ドックに関する事。 8 がん検診に関する事。 9 健康教育に関する事。 10 健康相談に関する事。 11 訪問指導に関する事。 12 精神保健に関する事。 13 歯科保健に関する事。 14 栄養指導及び食育に関する事。 15 保健推進員に関する事。 16 血液対策に関する事。 17 保健師の地区担当業務に関する事。 18 国民健康保険、後期高齢者医療保険の保健事業との連携に関する事。
教育・保育課	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園に関する事。 2 認定こども園及び幼稚園に関する事。 3 児童遊園に関する事。 4 放課後児童健全育成に関する事。 5 放課後子ども教室に関する事。

「令和6年 小千谷市の社会福祉」

編集・発行

小千谷市社会福祉事務所（小千谷市福祉課）

〒947-8501 小千谷市城内二丁目7番5号

TEL : 0258 - 83 - 3517 FAX : 0258 - 83 - 4160

[http:// www.city.ojiya.niigata.jp](http://www.city.ojiya.niigata.jp)

e-mail fukushi@city.ojiya.niigata.jp

（生活保護担当職員所内研修用）